

第3期

上牧町

子ども・子育て 支援事業計画



令和7(2025)年3月

はじめに

上牧町では、これまで「上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を進めてきました。しかし、少子高齢化や地域のつながりの希薄化の進行、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における「子育て力」は低下しており、町として、子育て家庭への支援を一層強化していくことが求められています。また、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化する中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となっています。

このような状況の中、上牧町では第3期となる「上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、「子どもたちこそまちの未来」という基本理念のもと、子どもたちが健やかに成長し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指し、地域全体で子育てを支える体制の強化を図ります。具体的には、子育て支援サービスの質の向上、地域の子育て力の再生、子どもの貧困対策、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、多岐にわたる施策を展開してまいります。また、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応するため、関係機関や地域住民との連携を深め、質の高い子育て支援サービスの提供に努めます。

上牧町は、子どもたちの未来を見据え、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進してまいります。本計画が、町民の皆さまとともに、子どもたちの健やかな成長と幸せを育む一助となることを願っています。

本計画の策定にあたり、ご協力いただいた上牧町子ども・子育て会議委員の皆さま、ニーズ調査にご協力いただいた保護者の皆さま、そして日頃から子どもと子育て支援にご尽力いただいているすべての皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

上牧町



目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	3
I 子どもと家庭を取り巻く現状	3
1. 近年の人口の推移と割合	3
2. 人口構造	4
3. 出生の状況	5
4. 自然動態と社会動態	6
5. 婚姻の状況	7
6. 子どものいる世帯の状況	8
7. 女性の就労状況	10
8. 人口の推計	11
9. 子どもの人口推計	12
10. 上牧町の現状と課題	13
II 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況	14
1. 保育サービスの状況	14
2. 保健医療サービスの状況	16
3. 子育て支援サービスの状況	18
4. 小学生児童への支援サービス	20
5. 小中学校の状況	21
6. 相談事業の状況	22
7. 公園の整備状況	23
8. 経済的支援の状況	25
III ニーズ調査結果	26
1. 調査概要	26
2. 結果概要	27
IV 子ども・子育てを取り巻く課題	34
1. ゆとりある子育て生活について	34
2. 子どもの夢を育む教育環境について	34
3. 親子の健康について	34
4. 安心・安全のまちづくりについて	35
5. 困難な状況にある子どもについて	35

第3章 基本理念と施策体系	36
1. 計画の基本理念.....	36
2. 計画の基本目標.....	37
3. 施策体系	38
第4章 施策の展開	39
1. ゆとりのある子育て生活の推進.....	39
2. 子どもの夢を育む教育環境の充実.....	43
3. 親子の健康の確保と増進.....	47
4. 安心・安全のまちづくりの推進.....	50
5. 困難な状況にある子どもへの支援.....	53
第5章 量の見込みと確保方策	55
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域.....	55
2. 未就学児童の教育・保育事業の量の見込みと確保方策	56
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	60
第6章 計画の推進体制	70
1. 子ども・子育て会議の開催.....	70
2. P D C A サイクルによる検証.....	70
3. 子ども計画策定の方向性.....	70
資 料	71
1. 上牧町子ども・子育て会議設置条例.....	71
2. 上牧町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置規約	72
3. 上牧町子ども・子育て会議 委員名簿.....	73
4. 計画策定の経過.....	75

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

上牧町では現在、「上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかしながら、少子高齢化や地域のつながりの希薄化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における「子育て力」は低下しており、町として、子育て家庭への支援を一層強化していくことが求められている現状となっています。また、今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実を大切な視点とするとともに、町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、現行計画の理念を引き継いだ「第3期上牧町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困解消対策推進計画」については、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。

3. 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度を初年度とする令和11（2029）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期上牧町子ども・子育て支援事業計画					第3期上牧町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

本計画は住民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「ニーズ調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、本計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、有識者、関係機関や各種団体の代表、町職員などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接関わることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定委員会を兼ねた子ども・子育て会議を開催し、第3期計画の策定について協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた住民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

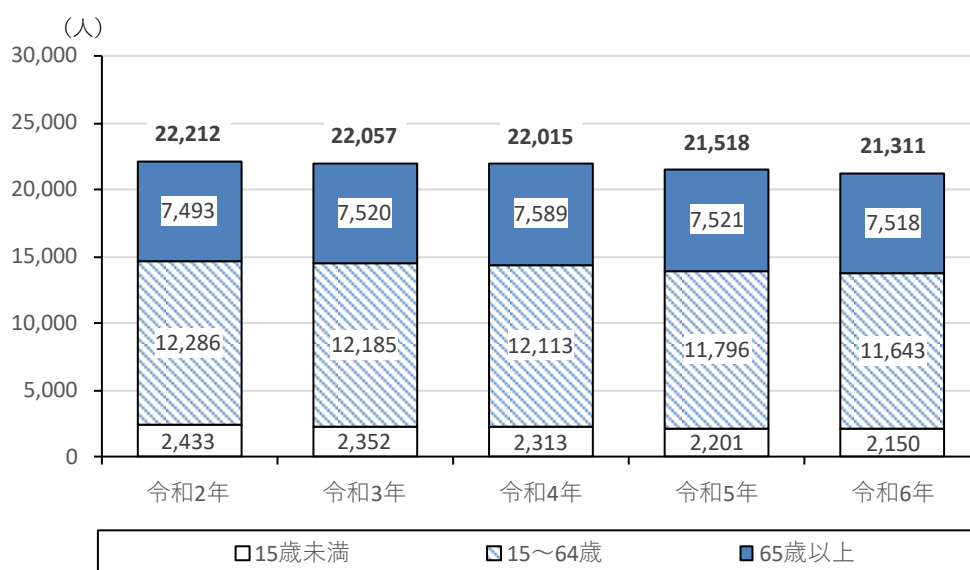
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

I 子どもと家庭を取り巻く現状

1. 近年の人口の推移と割合

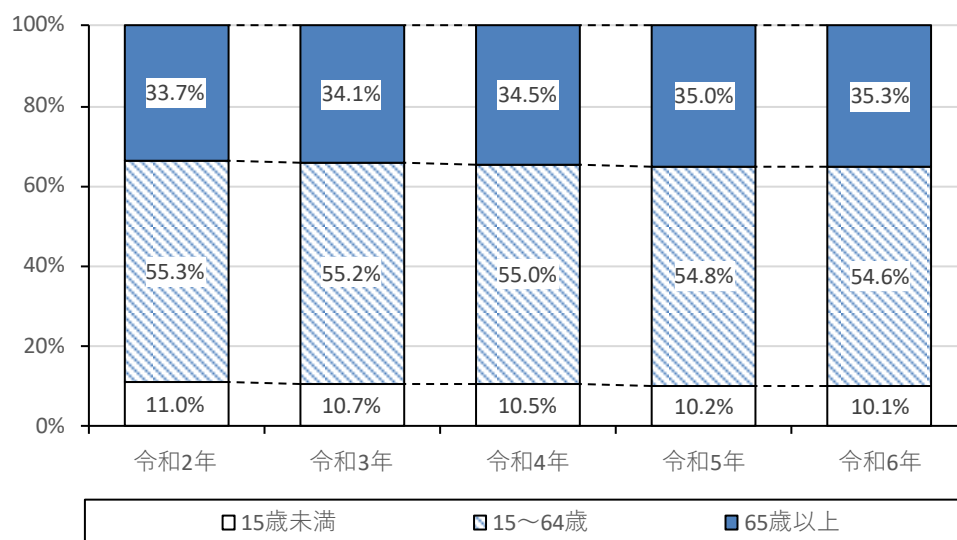
年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の横ばいにより、少子高齢化が年々進んでいます。

◆人口の推移◆



出典：「住民基本台帳」（上牧町）各年4月1日時点

◆人口の割合◆

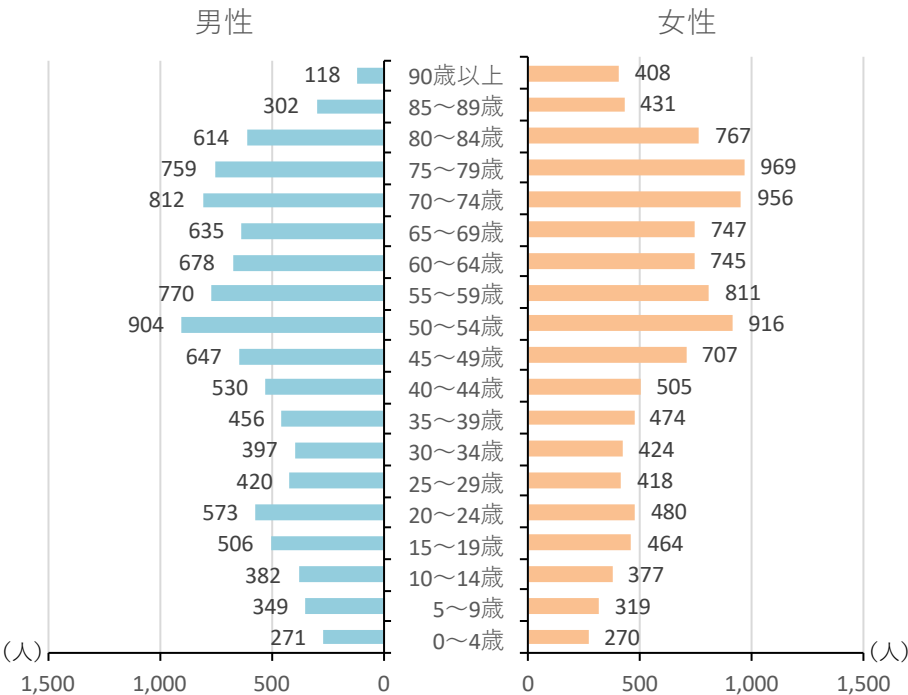


出典：「住民基本台帳」（上牧町）各年4月1日時点

2. 人口構造

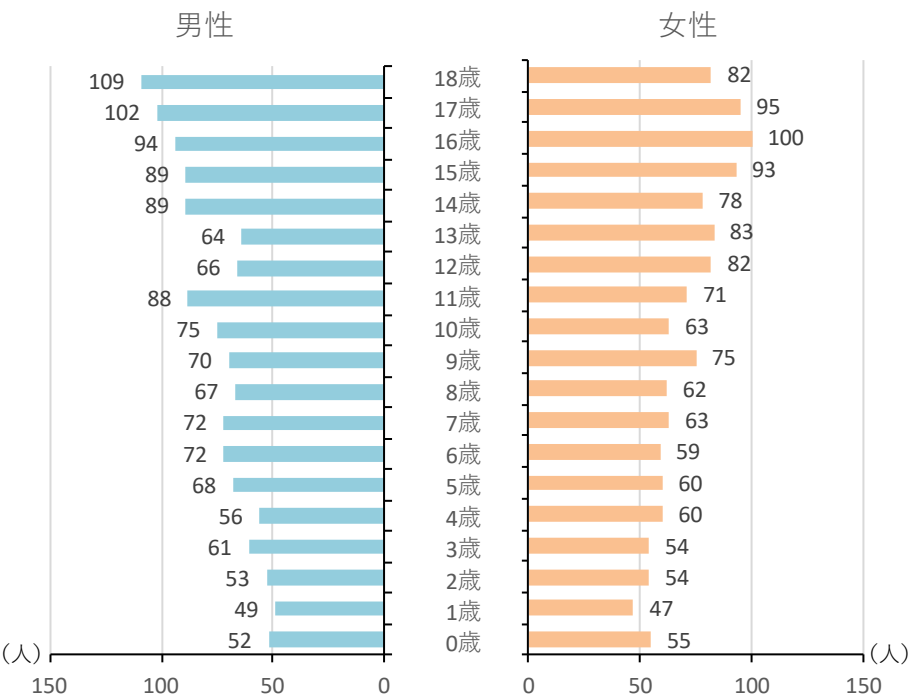
全体では、15歳未満の子どもと子育て世代と呼べる25～44歳の層が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢が下がるにつれて減少の傾向にあります。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）：令和6年（2024）年◆



出典：「住民基本台帳」（上牧町）4月1日時点

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）：令和6（2024）年◆

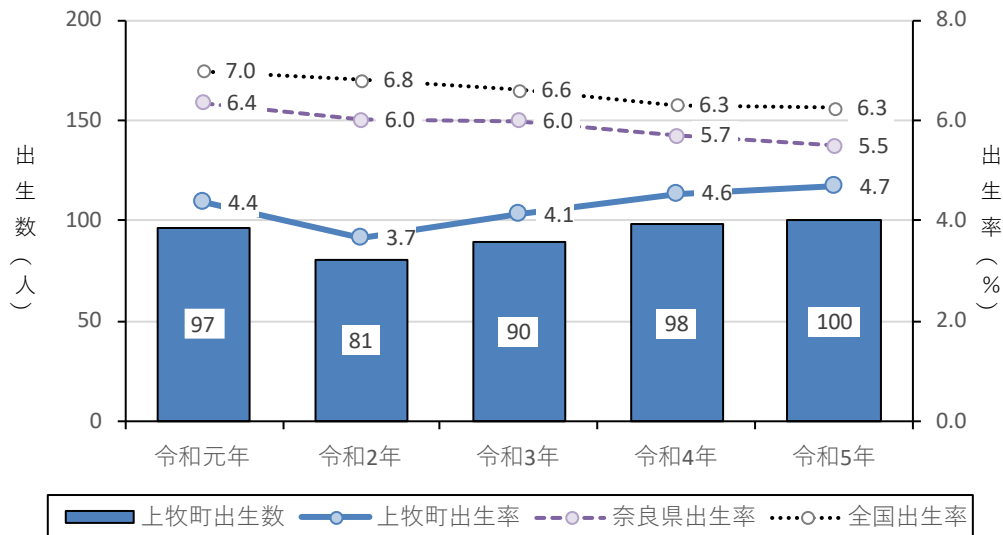


出典：「住民基本台帳」（上牧町）4月1日時点

3. 出生の状況

出生数は、近年減少傾向にありますが令和3（2021）年は増加に転じました。出生率は、全国及び県と比べて低くなっており、合計特殊出生率について県内市町で比較すると、本町は7番目に低いです。

◆出生数と出生率◆



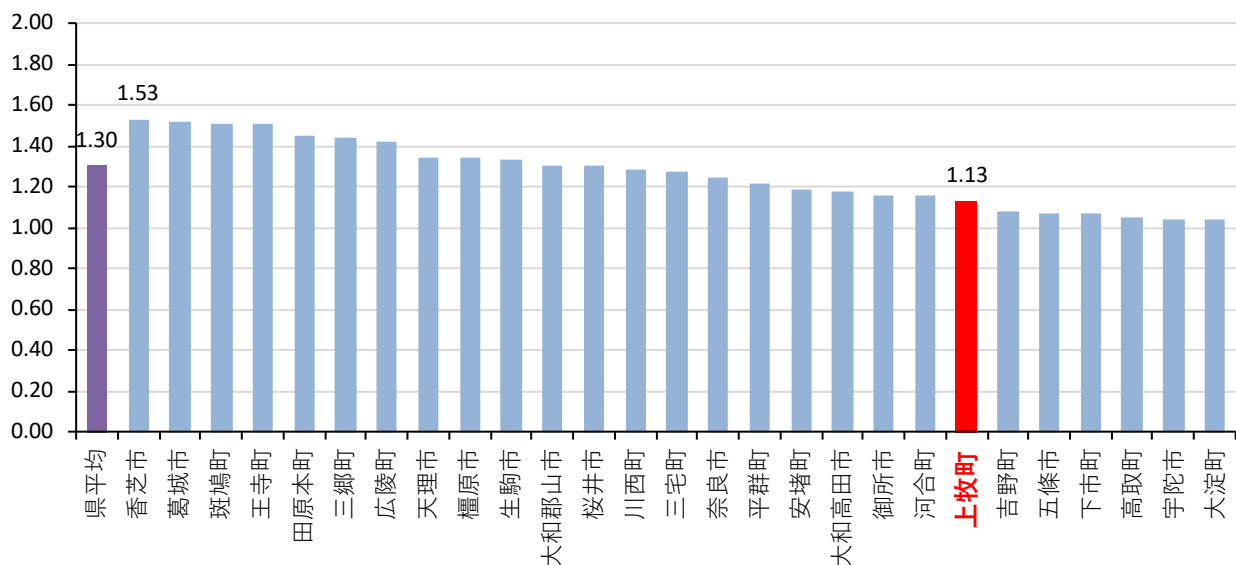
出典：上牧町・奈良県の出生数「推計人口調査（月報）」（奈良県）

全国の出生数「人口動態調査（人口動態統計）」（厚生労働省）※令和5年は速報値

上牧町の総人口「住民基本台帳」（上牧町）（翌年3月31日時点）

奈良県・全国の日本人人口「人口推計」（総務省）（各年10月1日現在）

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

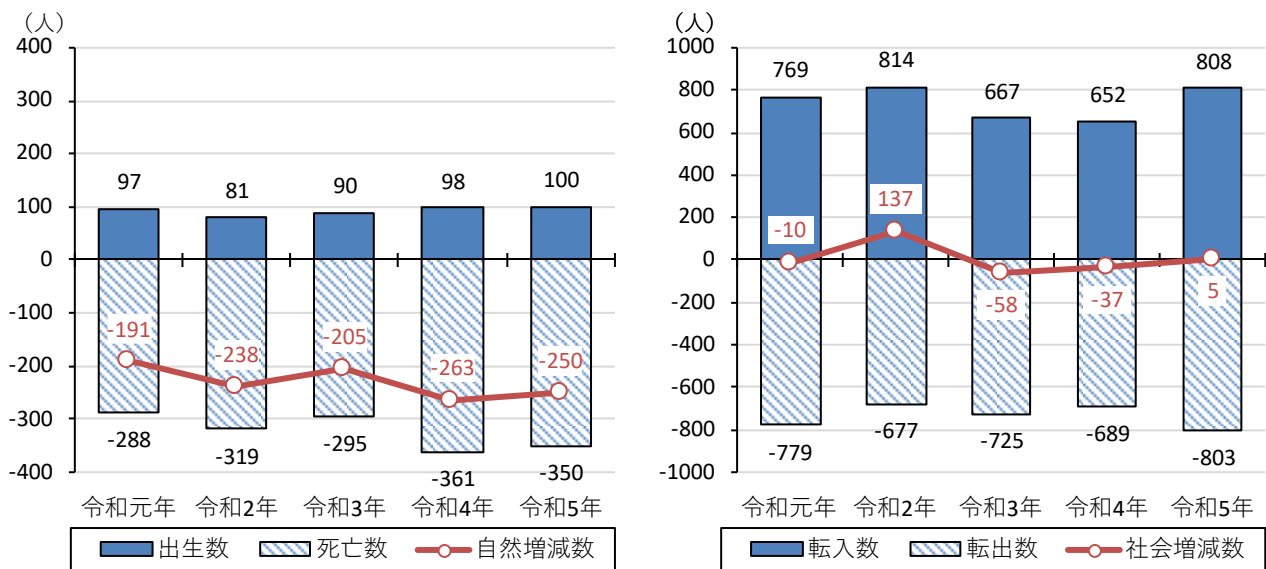


出典：「人口動態統計特殊報告（平成30～令和4（2018～2022）年人口動態保健所・市区町村別統計）」（厚生労働省）

4. 自然動態と社会動態

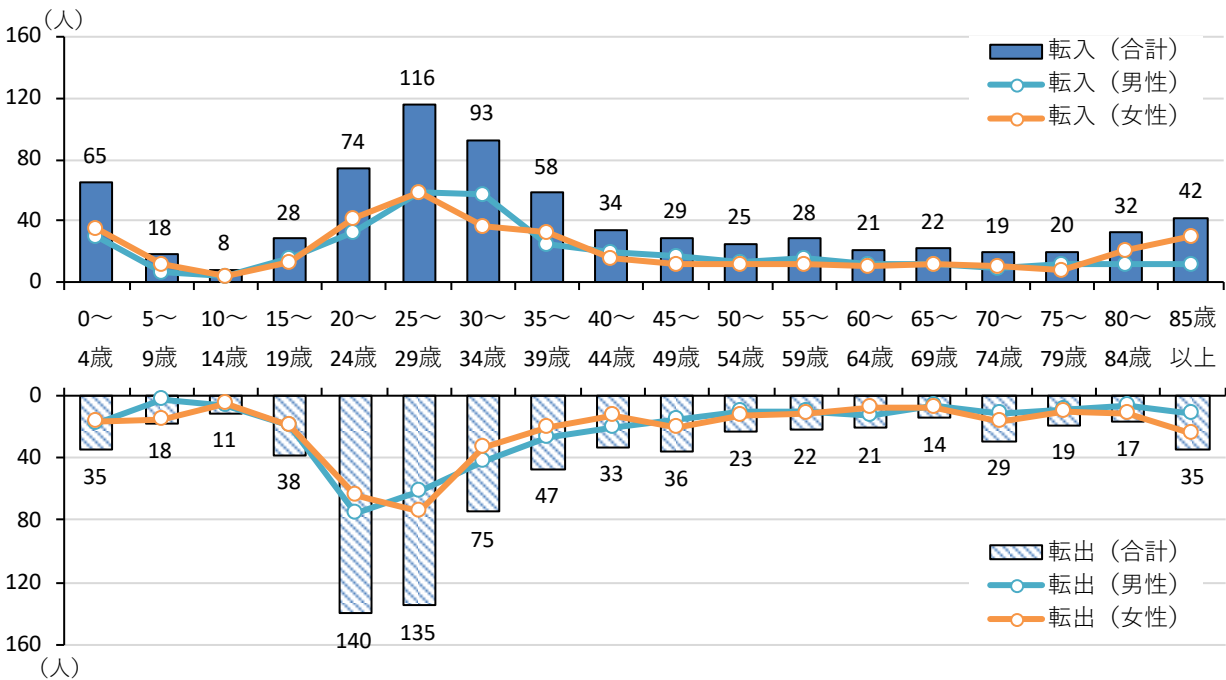
自然動態は減少で推移していますが、高齢化による死亡数の増加が原因と推測されます。社会動態は、近年は概ね拮抗しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると20代の転出数が多いため、若者の定住・移住を促進する様々な施策を講じる必要があります。

◆自然動態と社会動態◆



出典：「推計人口調査（月報）」（奈良県）各年1月1日～12月31日の値

◆転入と転出の比較（5歳階級別）：令和5（2023）年◆

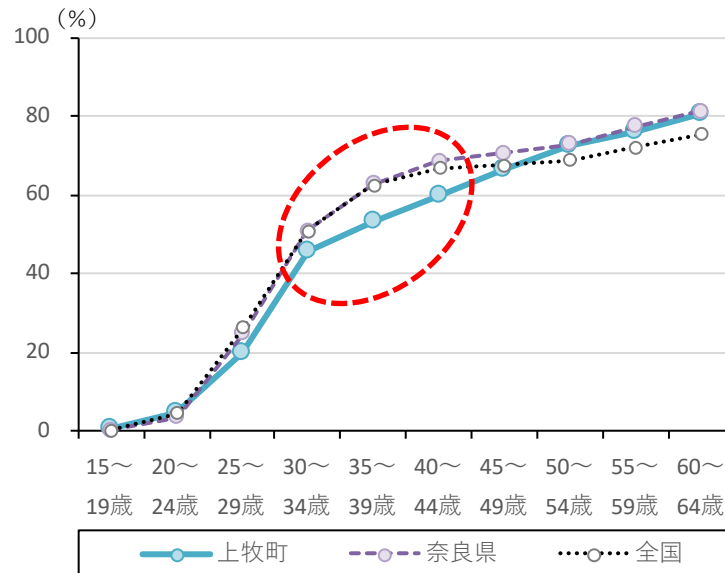


出典：「住民基本台帳人口移動報告（年報（実数）」（総務省）

5. 婚姻の状況

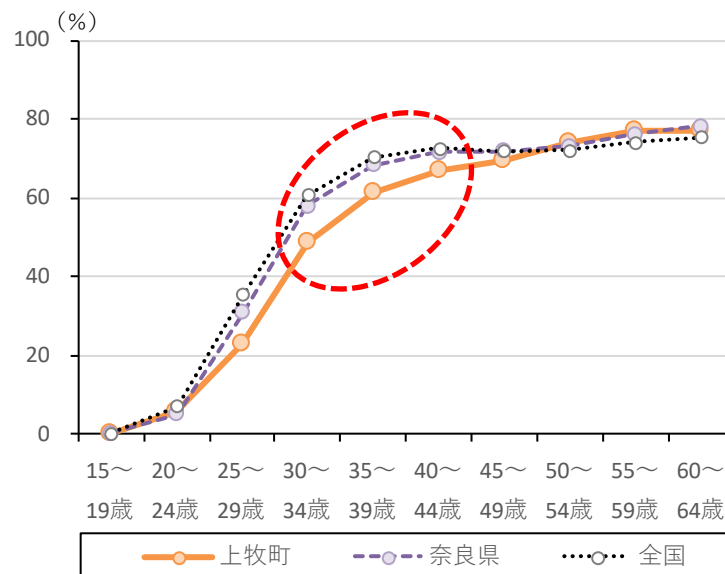
婚姻の状況を有配偶率でみると、全国及び県と比べて、男性・女性ともに子育て世代である 30～44 歳の有配偶率が低くなっています。

◆有配偶率（男性）：令和 2（2020）年◆



出典：「国勢調査」（総務省）

◆有配偶率（女性）：令和 2（2020）年◆

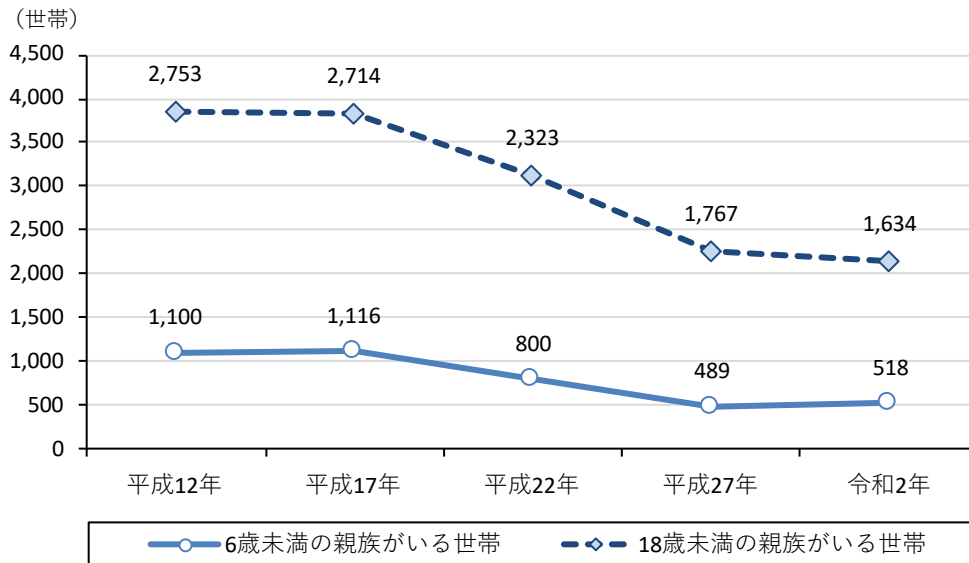


出典：「国勢調査」（総務省）

6. 子どものいる世帯の状況

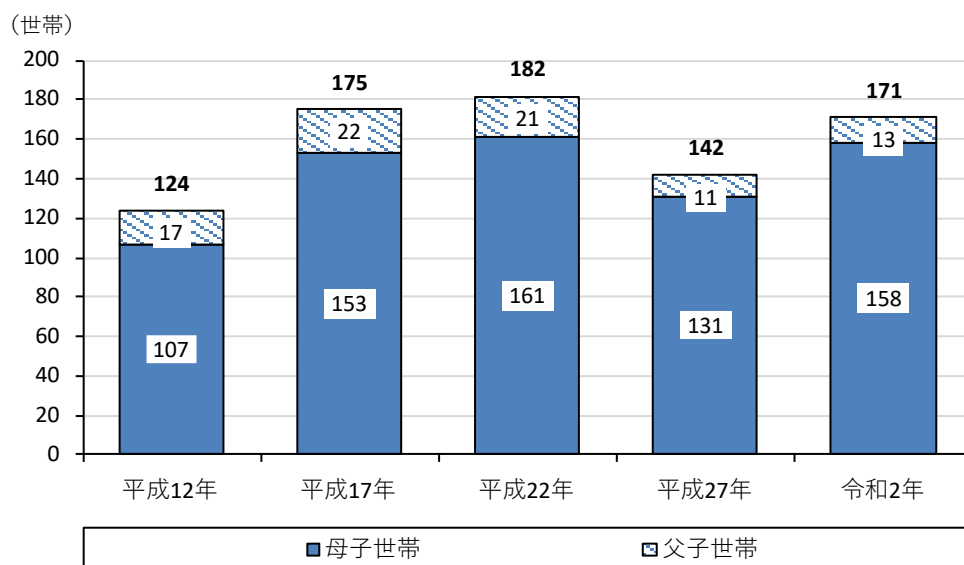
子どものいる世帯数は、減少の傾向にあります。また、ひとり親世帯数は、子どものいる世帯数の減少に伴って平成 27（2015）年には減少しましたが、令和 2（2020）年には再び増加に転じました。

◆子どものいる世帯数◆



出典：「国勢調査」（総務省）

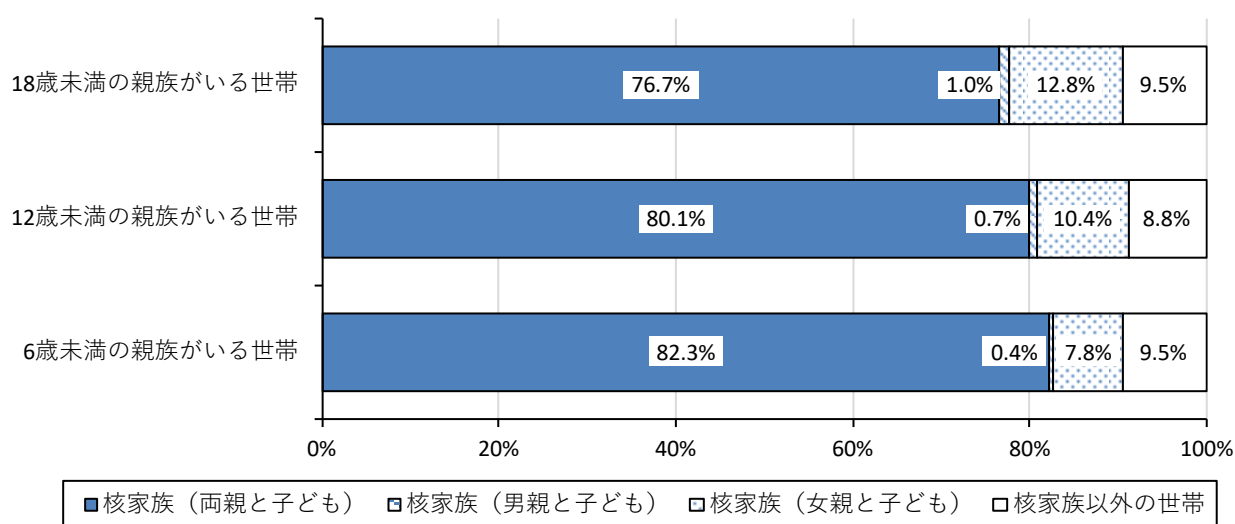
◆ひとり親世帯数◆



出典：「国勢調査」（総務省）

子どものいる世帯の家族形態をみると、90%以上が核家族となっています。また、6歳未満の子どものいる世帯では8.2%、18歳未満の子どものいる世帯では13.8%がひとり親世帯となっており、核家族やひとり親世帯への子育て支援の充実が必要です。

◆子どものいる世帯の家族形態：令和2（2020）年◆

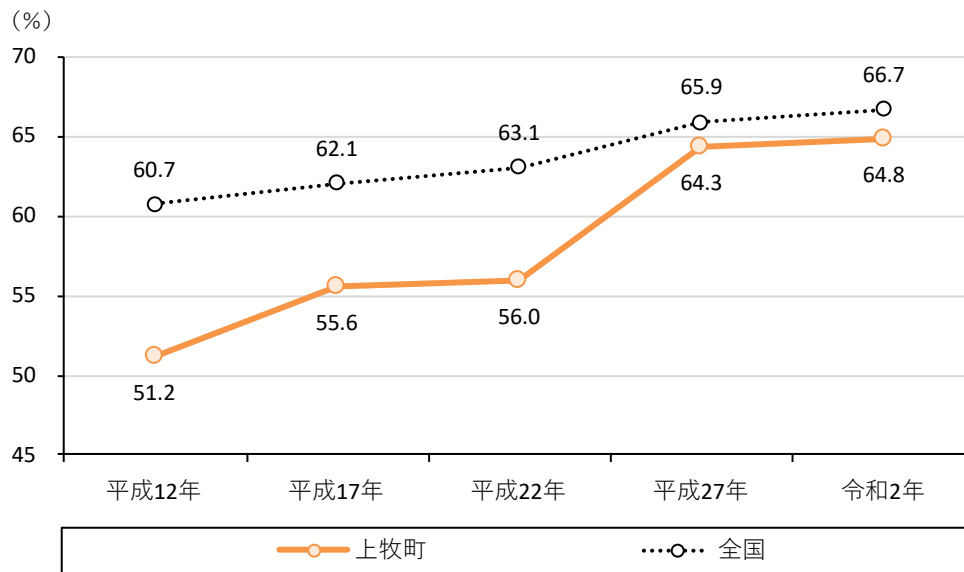


出典：「国勢調査」（総務省）

7. 女性の就労状況

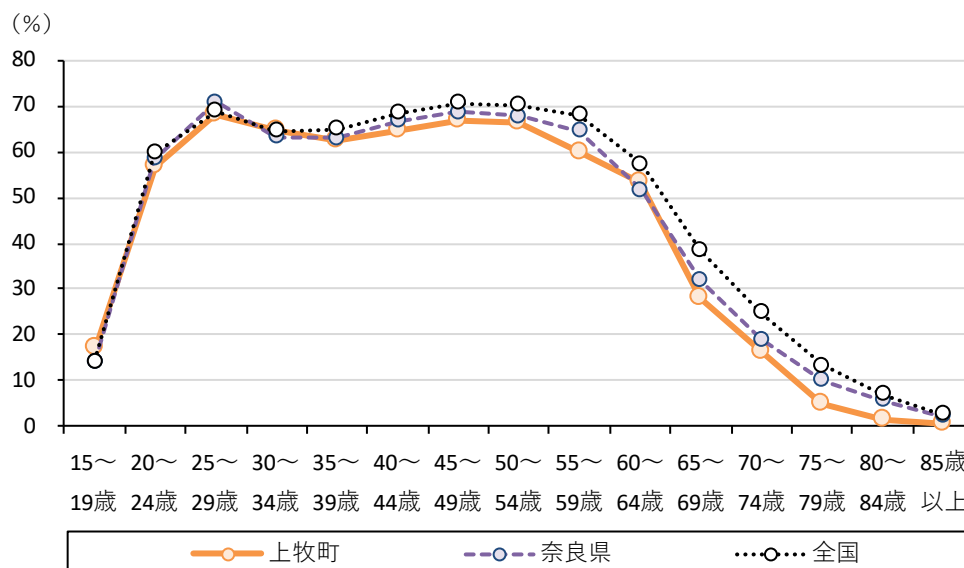
子育て世代にあたる女性(25～44歳)の就業率をみると近年は増加傾向にあり、平成27(2015)年には全国平均とほぼ同じとなっています。また、年齢別の女性の就業率をみると、奈良県・全国とほぼ同じような曲線を描いており、仕事をしながら子を産み育てやすい環境づくりを推進する必要があります。

◆就業率（女性 25～44 歳）◆



出典：「国勢調査」（総務省）

◆女性の就業率（5歳階級別）：令和2（2020）年◆

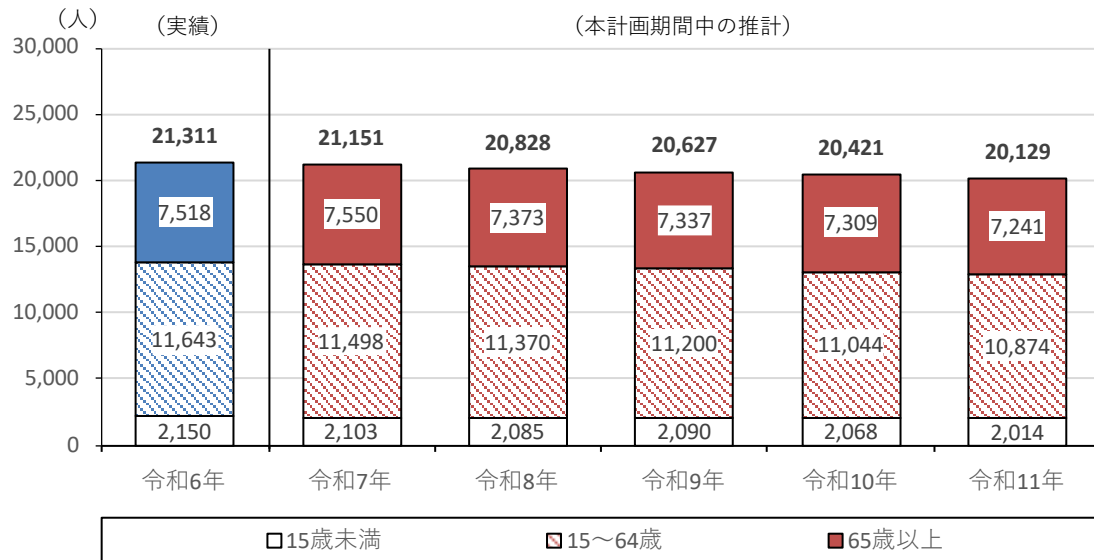


出典：「国勢調査」（総務省）

8. 人口の推計

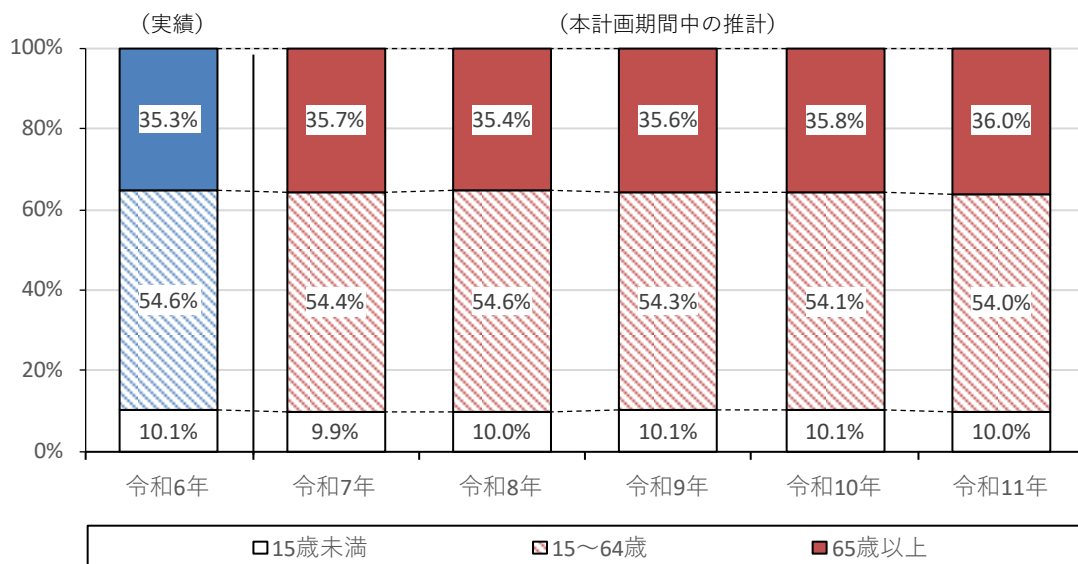
年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の減少と老年人口（65歳以上）の横ばいにより、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

◆人口の推移（推計）◆



出典：「住民基本台帳」（令和 2～6（2020～2024）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆人口の割合（推計）◆



出典：「住民基本台帳」（令和 2～6（2020～2024）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

9. 子どもの人口推計

本計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	107	90	108	104	83	68
1歳	96	127	107	128	123	98
2歳	107	101	134	114	135	129
3歳	115	118	112	148	126	149
4歳	116	114	117	111	147	124
5歳	128	115	112	116	109	145
就学前児童 計	669	665	690	721	723	713
6歳	131	133	119	117	121	114
7歳	135	132	134	120	118	122
8歳	129	134	131	133	119	117
9歳	145	129	134	131	133	119
10歳	138	146	130	135	132	134
11歳	159	140	148	132	137	134
小学生児童 計	837	814	796	768	760	740
12歳	148	158	139	148	131	136
13歳	147	149	160	140	149	132
14歳	167	149	151	161	142	150
中学生 計	462	456	450	449	422	418
15歳	182	168	149	152	163	143
16歳	194	179	165	147	149	160
17歳	197	197	182	168	150	152
高校生 計	573	544	496	467	462	455
合計	2,541	2,479	2,432	2,405	2,367	2,326

出典：「住民基本台帳」（令和2～6（2020～2024）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

10. 上牧町の現状と課題

(1) 人口の推移や人口構造による視点

上牧町では近年、高齢者（65 歳以上）は横ばいの一方で、65 歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では子育て世代と呼べる 25～44 歳の層が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

(2) 自然増減・社会増減による視点

近年、高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移していますが、社会動態（転入数と転出数の差）は概ね拮抗して推移しています。5 歳階級別の転入と転出をみると 20 代の転出数が多いため、若者に対する定住・移住を促進する施策を講じる必要があります。

(3) 家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は 90%以上となっており、ひとり親世帯への支援も含めて、子育て家庭の核家族化を認識した様々な支援を行っていく必要があります。

(4) 婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44 歳）でみると、国や県と比べて、上牧町では男性・女性ともに子育て世代である 30～44 歳の有配偶率が低くなっています。その一方で、子育て世代の女性の就業率は高まりが見られるため、子育て家庭における共働きの増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

(5) 人口推計による視点

全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18 歳未満の人口についても令和 6（2024）年と本計画期間終了の令和 11（2029）年を比較すると、8%程度の緩やかな減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の原因は主に出生数の低下であることから、子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが必要です。

Ⅱ 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

1. 保育サービスの状況

■ 町内の保育所・幼稚園（令和6（2024）年4月1日現在）

町内の保育所は、認可保育所4か所、認可外保育所2か所となっており、幼稚園は2か所となっています。

名称	施設の種類
上牧第Ⅰ保育所	公立認可保育所
慈光保育園	私立認可保育所
西大和黎明保育園	
やまびこ保育園	
友誼会病院たんぽぽ園	認可外保育所（院内） ※地域枠の設定はありません。
服部記念病院白鳩保育園	
上牧幼稚園	公立幼稚園
片岡台幼稚園	私立幼稚園

※私立幼稚園は、施設型給付を受けない幼稚園。

■ 認可保育所の状況（各年度4月1日現在）

令和6（2024）年4月における保育所の入所児童数は、公立・私立合わせて392人であり、定員に対する在籍率は91.2%となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（か所）	4	4	4	4	4
公立	1	1	1	1	1
私立	3	3	3	3	3
定員数（人）	430	430	430	430	430
公立	60	60	60	60	60
私立	370	370	370	370	370
入所児童数（人）	436(349)	411(335)	421(352)	422(366)	392(342)
公立	63(62)	63(63)	75(75)	79(79)	80(80)
私立	373(287)	348(272)	346(277)	343(287)	312(262)
町外委託児童数（人）	18	25	25	24	24
待機児童数（人）	0	0	0	0	4
未就学児童数（人）	726	704	701	660	669

※入所児童数は受託児童を含む。（ ）内は町内児童数。

■ 幼稚園の状況（各年度5月1日現在）

令和6（2024）年5月における幼稚園の入園児童数は、公立・私立合わせて206人であり、町外のかたは、私立幼稚園が81名、町内のかたは公立・私立合わせて125人となっています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
設置数（か所）		2	2	2	2	2
	公立	1	1	1	1	1
	私立	1	1	1	1	1
定員数（人）		410(410)	410(380)	410(365)	410(335)	410(350)
	公立	150(150)	150(120)	150(105)	150(75)	150(90)
	私立	260	260	260	260	260
入園児童数（人）		265	246	240	212	206
	公立	132	107	98	74	93
	私立	133	139	142	138	113
町内		19	23	29	33	32
町外		114	116	113	105	81
町外委託児童数（人）		11	12	10	7	9
待機児童数（人）		0	0	0	0	0
未就学児童数（人）		726	704	701	660	669

※定員数は認可定員。（ ）内は利用定員。

■ 特別保育の状況（各年度4月1日現在）

令和6（2024）年4月における特別保育の利用者数は、乳児保育は20人、障がい児保育は7人となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児保育	実施数（か所）	4	4	4	4	4
	利用者数（人）	15	13	15	11	20
障がい児保育	実施数（か所）	2	1	1	1	1
	利用者数（人）	8	8	11	10	7

2. 保健医療サービスの状況

■ 乳幼児健康診査の状況

令和5(2023)年度の乳幼児健康診査の受診率は、乳児健診と10か月児健診は10割ですが、1歳8か月児健診と3歳児健診は9割台となっています。今後も受診率の向上のため、未受診児については、家庭訪問、文書、電話などの受診勧奨を行っていきます。

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児健診	該当児数(人)	125	92	92	94	103	49
	受診児数(人)	123	87	85	93	103	47
	受診率(%)	98.4	94.6	92.4	98.9	100.0	95.9
10か月児健診	該当児数(人)	106	83	96	107	88	65
	受診児数(人)	103	81	92	104	88	63
	受診率(%)	97.2	97.6	95.8	97.2	100.0	96.9
1歳8か月児健診	該当児数(人)	115	121	113	96	106	60
	受診児数(人)	105	111	112	93	102	59
	受診率(%)	91.3	91.7	99.1	96.9	96.2	98.3
3歳児健診	該当児数(人)	143	153	122	131	109	61
	受診児数(人)	127	138	110	120	103	56
	受診率(%)	88.8	90.2	90.2	91.6	94.5	91.8

■ 健康教室の参加状況

健康教室では、むし歯予防や食べ物の大切さを指導しています。

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
むし歯予防教室	実施回数(回)	1	2	—	1	1	1
	延参加者数(人)	16	52	—	12	31	28
もぐもぐ教室 (第1保育所)	実施回数(回)	2	2	2	2	2	1
	延参加者数(人)	22	38	14	32	32	16
もぐもぐ教室 (上牧幼稚園)	実施回数(回)	—	—	1	1	1	1
	延参加者数(人)	—	—	65	50	46	50

※ むし歯予防教室の対象者は年長・年中。第1保育所のもぐもぐ教室は年長が対象。

※ 「—」は、コロナの影響により健康教室が未実施であったことを示す。

■ 健康相談事業の状況

子育てに関する様々な相談窓口を開設しています。

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児相談	実施回数（回）	12	24	23	24	13	6
	延参加者数（人）	62	86	80	133	67	29
幼児相談	実施回数（回）	12	24	23	24	13	6
	延参加者数（人）	62	43	74	64	56	15
ささゆり ルーム	実施回数（回）	12	—	—	—	11	6
	延参加者数（人）	37	—	—	—	70	30

※ ささゆりルームは、0歳から未就学までの乳幼児が対象。

※ 「—」は、コロナの影響により健康相談事業が未実施であったことを示す。

3. 子育て支援サービスの状況

■ 子育て支援センター

上牧町では、子育て世代包括支援センターを 2000 年会館（保健福祉センター）に設置し、妊産婦・乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師などの専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児などに切れ目のない支援を提供しています。

また、同じ窓口の子ども家庭総合支援拠点は、子どもが健やかに成長できるよう支援する場所として、0 歳から 18 歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、妊娠、出産、子育てにおいて、安心して生活を送れるよう必要な情報やサービスの提供等を行い、また、関係機関や社会資源と連携を図り、適切な支援に繋がられるよう様々な相談に応じています。

さらに、令和 7（2025）年度中に、二つに分かれている支援機関を一本化させた（仮称）こども家庭センターを開設し、町内における子どもと家庭に関する総合相談窓口としての機能を担っていきます。

■ 子育て支援センターの整備状況（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

名称	所在地	開設日時
子育て世代包括支援センター	2000 年会館（保健福祉センター） 上牧町上牧 3245-1	平日 8:30～17:15
子ども家庭総合支援拠点	2000 年会館（保健福祉センター） 上牧町上牧 3245-1	平日 8:30～17:15

■ 子育て支援センターの整備予定（令和 7（2025）年度）

名称	所在地	開設日時
（仮称）こども家庭センター	2000 年会館（保健福祉センター） 上牧町上牧 3245-1	平日 8:30～17:15

■ 地域子育て支援拠点事業

未就学の子どもとその親を対象として、2000 年会館にて月・水・金曜日に「サロンぽけっと」、ラスパ西大和店にて毎週金曜日に「出張サロンぽけっと ささゆりサロン」を実施しています。（いずれも開設時間は 10:00～15:00）

また、0～3 歳までの子どもとその親を対象として、2000 年会館にて毎月 1 回、ふれあい遊びやリズム遊びなどを行う「おひさま広場」を実施しています。（参加には事前登録が必要です）

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロンぽけっと	実施回数（回）	121	116	165	180	135	66
	延参加者数（人）	2,663	1,624	2,741	2,105	3,928	906
出張サロンぽけっと ささゆりサロン	実施回数（回）	43	39	42	46	45	22
	延参加者数（人）	641	354	174	177	210	61
おひさま広場	実施回数（回）	29	24	37	37	36	18
	延参加者数（人）	654	468	772	772	960	378

■ その他の子育て支援事業

●子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」

子育て中の母親がゆっくり休みたい時や、母親が病気や用事で子どもをみることができない時など、地域の子育てサポーターが子どもの託児を行います。また、保育所や学校への送迎などもお手伝いします。

●きらっと

不登校や家庭環境など、様々な暮らしにくさを抱える子どもを対象に、身近な地域での子どもの居場所づくりや学習支援を実施し、地域のボランティアとともに個々の子どもの育ちに寄り添い支援します。

4. 小学生児童への支援サービス

■ 学童保育所の状況（各年度5月1日現在）

昼間、保護者が労働などで不在のため保育できない家庭の小学生に、健全な遊びや生活の指導を行います。公立の学童保育所（対象：小1～小6）は、平日（授業終了後～19:00）、土曜（7:30～19:00）、長期休暇（7:30～19:00）に各小学校に開設しています。また、私立の学童保育所（対象：小1～小6）が西大和黎明保育園とやまびこ保育園において「元気クラブ」として開設されています。いずれも一定の利用料がかかります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（か所）	5	5	5	5	5
利用児童数（人）	224	234	242	232	256
1年生	63	71	56	61	73
2年生	73	53	74	53	56
3年生	41	58	42	58	54
4年生	26	26	46	34	41
5年生	16	18	13	20	22
6年生	5	8	11	6	10

■ その他の学校支援事業

● ペガサス教室（通級指導教室）

発語・コミュニケーション・行動・学習などの面において、特に支援が必要と認められる子どもに対して、必要な時間だけ通って個別や小集団で学習する教室です。指導時間や回数は子どもによって異なり、子どもの状態に応じて個々に計画を立てて学習を進めていきます。上牧第二小学校に設置しています。

● まきっ子塾（放課後学習塾）

小学1～3年生を対象に、学習習慣の定着や家庭の負担軽減を目的として実施しています。毎週水曜日の放課後、教員経験者や学生による学習アドバイザーが来校し、子どもの指導にあたっています。

● フリースクール「Smile Farm かんまき」

不登校等の状態にある子どもたちに対し、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、学習支援等を行うため、令和4（2022）年9月30日に開校しました。子どもたちが夢や希望を持ち、困難を乗り越える力を身につけられるよう、一人ひとりに寄り添ったサポートを行い、学校復帰や社会的自立を子どもたちと一緒に目指しています。

5. 小中学校の状況

■ 小学校の状況（各年度5月1日現在）

町内の公立小学校は3校です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）	3	3	3	3	3
児童数（人）	910	880	856	846	835
1年生	134	146	128	133	132
2年生	157	134	145	128	136
3年生	142	154	136	144	128
4年生	144	143	155	138	145
5年生	160	143	146	155	137
6年生	173	160	146	148	157

■ 中学校の状況（各年度5月1日現在）

町内の公立中学校は2校となっており、すべての中学校でスクールカウンセラーと心の相談員を配置しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）	2	2	2	2	2
生徒数（人）	528	517	503	454	432
1年生	188	161	154	136	136
2年生	171	187	162	154	138
3年生	169	169	187	164	158
スクールカウンセラー配置校（校）	2	2	2	2	2
心の相談員設置校数（校）	2	2	2	2	2

■ いじめ・不登校の状況

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いじめ認知件数 (件)	小学生	70	107	122	42	101	115
	中学生	19	20	12	9	8	13
	合計	89	127	134	51	109	128
不登校児童・生徒数 (人)	小学生	13	12	15	13	17	5
	中学生	26	28	18	23	32	23
	合計	39	40	33	36	49	28

※不登校児童・生徒とは、30日以上欠席したもの（病気欠席を除く）。

6. 相談事業の状況

■ 家庭児童相談の状況

上牧第1保育所において、子育てに関する悩みや思い、食事面についての心配事・病気・家庭の悩みなどを随時相談できるように家庭支援推進事業を実施しています。

	実績値					参考値 (10月1日時点)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（延件数）	21	29	18	27	17	14

■ 虐待の状況

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通告件数	延件数（件）	36	48	57	61	59	37
非該当件数	実件数（件）	6	7	12	15	16	2
認知件数	実件数（件）	30	41	45	46	43	35
処遇数	実件数（件）	30	41	45	46	43	35

7. 公園の整備状況

■ 公園の整備状況（令和6（2024）年4月1日現在）

No.	校区	名称	所在地	設備	面積
1	上二小	桜ヶ丘1号公園	桜ヶ丘1-4	遊具、水道	2,267 m ²
2	上二小	桜ヶ丘2号公園	桜ヶ丘1-17	遊具、水道	2,746 m ²
3	上二小	桜ヶ丘東公園	桜ヶ丘2-15	遊具、水道	11,652 m ²
4	上二小	桜ヶ丘3号公園	桜ヶ丘2-23	遊具	1,396 m ²
5	上二小	桜ヶ丘公園	桜ヶ丘3-34-1	遊具、水道	9,428 m ²
6	上二小	片岡台1号公園	片岡台1-5	遊具、水道	1,503 m ²
7	上二小	片岡台2号公園	片岡台2-10	遊具、水道	2,213 m ²
8	上二小	友が丘東公園	友が丘1-726-64	遊具、水道	1,433 m ²
9	上二小	友が丘西公園	友が丘1-726-171	遊具、水道	1,542 m ²
10	上二小	丸尾公園	下牧7-53-1 他	遊具、水道	380 m ²
11	上二小	金富児童公園	下牧6-82-7	遊具	111 m ²
12	上二小	金富公園	下牧6-104	遊具、水道	710 m ²
13	上二小	梅の木公園	下牧7-22-23 他	遊具	168 m ²
14	上三小	滝川第1児童公園	滝川台2-945-2	遊具、水道	304 m ²
15	上三小	滝川西公園	滝川台1-2	遊具、水道	427 m ²
16	上三小	ゆりが丘1号公園	下牧952-12 他	遊具	990 m ²
17	上三小	ゆりが丘2号公園	ゆりが丘1-925-42	遊具	813 m ²
18	上三小	ささゆり公園	ささゆり台2-3000-46	遊具、水道	1,268 m ²
19	上三小	大和団地公園	服部台4-843-41	遊具、水道	355 m ²
20	上三小	服部第1児童公園	服部台1-3491-3	遊具、水道	245 m ²
21	上三小	松ヶ丘公園	服部台2-3553-22	遊具	317 m ²
22	上三小	ふれあい公園	上牧2560-3	遊具、水道	600 m ²
23	上小	三軒屋公園	上牧3207-1	遊具、水道	224 m ²
24	上小	五軒屋児童公園	上牧1170	遊具、水道	564 m ²
25	上小	りすさん公園	葛城台1-7	遊具、水道	1,995 m ²
26	上小	ぱんださん公園	葛城台1-13	遊具、水道	972 m ²
27	上小	ぞうさん公園	葛城台2-1200-2	遊具、水道	8,934 m ²
28	上小	うさぎさん公園	葛城台3-9	遊具、水道	2,653 m ²
29	上小	かつらぎ台5号公園	葛城台3-12	遊具、水道	129 m ²
30	上小	茨崎池堤防公園	葛城台3-1407-2	遊具、水道	508 m ²
31	上小	米山台東公園	米山台5-3376-4	遊具、水道	961 m ²
32	上小	上牧第4児童遊園	米山台2-575	遊具、水道	639 m ²
33	上小	貴船台公園	上牧4116-13	遊具、水道	932 m ²
34	上小	上牧第1児童公園	上牧3799-1 他	遊具、水道	1,081 m ²
35	上小	北上牧第1児童遊園	上牧3892	遊具	587 m ²
36	上小	北上牧第2児童遊園	上牧4728-3	水道	483 m ²
37	上小	上牧第6児童遊園	上牧3821-1	遊具、水道	728 m ²
38	上小	南上牧児童公園	中筋出作42 他	遊具	1,050 m ²
39	上小	南上牧第2児童公園	上牧6-17	遊具、水道	215 m ²
40	上小	松里園児童公園	松里園1-4327-42	遊具、水道	1,739 m ²
41	上小	久渡公園	松里園2-4424-20	遊具	247 m ²
42	上小	大平公園	松里園3-4422-13	遊具、水道	361 m ²

■ 町管理公園の整備状況（令和6（2024）年4月1日現在）

No.	校区	名称	所在地	設備	面積
1	上二小	片岡台西公園	片岡台1丁目24-3	水道	196㎡
2	上二小	友が丘1丁目16街区公園	友が丘1丁目781-103	遊具	274㎡
3	上二小	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘1丁目3566-30 他	遊具、水道	400㎡
4	上二小	下牧児童公園	下牧2丁目601	遊具、水道	1,018㎡
5	上二小	三角公園	下牧7丁目26-29		254㎡
6	上三小	滝川台なかよし公園	滝川台2丁目866-4 他	遊具	423㎡
7	上三小	滝川台1丁目19街区公園	滝川台1丁目3112-19	遊具	150㎡
8	上三小	滝川台1丁目20街区公園	滝川台1丁目3260-14	遊具	57㎡
9	上三小	美咲ヶ丘公園	下牧1丁目989-20	遊具	299㎡
10	上三小	服部台1号公園	服部台4丁目3517-111	遊具、水道	568㎡
11	上三小	服部第2児童公園	服部台1丁目4012	遊具、水道	260㎡
12	上三小	履物団地1号公園	上牧3439-23	遊具、水道	531㎡
13	上三小	履物団地2号公園	上牧3439-30		604㎡
14	上三小	履物団地3号公園	上牧3439-37		342㎡
15	上小	米山池公園	上牧3380-3 他	水道	1,512㎡
16	上小	米山台2丁目3街区公園	米山台2丁目546-15	遊具	197㎡
17	上小	貴船台2号公園	上牧4173-1	遊具	2,001㎡
18	上小	北上牧1号	上牧3769-1	遊具	369㎡
19	上小	北上牧2号	上牧3761	遊具	1,067㎡
20	上小	北上牧3号	上牧3959-1	遊具	408㎡
21	上小	北上牧4号	上牧3719-11 他	遊具	1,289㎡
22	上小	芝公園	上牧3850-19		126㎡
23	上小	かきのみ公園	上牧698-1 他	遊具、水道	1,125㎡
24	上二小	下牧3丁目8街区公園	下牧3丁目1534-34	遊具	205㎡
25	上二小	下牧3丁目9街区公園	下牧3丁目1534-10	遊具	148㎡
26	上三小	滝川台開発公園	滝川台1丁目3281番8	遊具、水道	349㎡

8. 経済的支援の状況

■ 各種手当の状況

令和 5（2023）年度の受給者数は、児童手当が 1,108 人、児童扶養手当が 157 人、特別児童扶養手当が 67 人、障がい児福祉手当が 12 人となっています。

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	対象者数(人)	2,116	2,035	1,979	1,945	1,827	1,788
	受給者数(人)	1,293	1,243	1,218	1,184	1,108	1,092
児童扶養手当	受給者数(人)	211	195	183	182	157	165
特別児童扶養手当	対象者数(人)	68	74	88	80	78	80
	受給者数(人)	57	65	79	71	67	71
障がい児福祉手当	受給者数(人)	18	17	14	12	12	14

■ 各種助成の状況

令和 5（2023）年度の助成件数は、乳幼児医療費助成が延 11,641 件、子ども医療費助成が延 11,403 件、ひとり親家庭等医療費助成が延 4,068 件、就学援助費助成（要・準要保護児童生徒援助費）が延 208 人、就学援助費助成（特別支援教育就学奨励費）が延 54 人となっています。

		実績値					参考値 (10月1日時点)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児医療費助成	対象者数(人)	687	792	780	751	730	655
	助成延件数(件)	12,484	8,037	10,059	9,792	11,641	5,040
子ども医療費助成	対象者数(人)	1,368	1,311	1,279	1,244	1,667	1,615
	助成延件数(件)	10,089	8,785	9,301	9,919	11,403	7,187
ひとり親家庭等医療費助成	対象者数(人)	486	499	469	420	388	380
	助成延件数(件)	5,038	4,346	4,426	4,280	4,068	1,883
就学援助費助成 (要・準要保護児童生徒援助費)	援助延人数(人)	208	201	212	201	208	174
就学援助費助成 (特別支援教育就学奨励費)	援助延人数(人)	31	30	43	57	54	47

Ⅲ ニーズ調査結果

第3期計画（令和7～11（2025～2029）年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に上牧町独自の調査項目を加えて、上牧町の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

1. 調査概要

調査対象	未就学児童が属する世帯	小学生児童が属する世帯
抽出方法	令和5（2023）年12月1日時点の住民基本台帳から抽出（全数調査）	
配布数	555世帯	664世帯
有効回収数	266世帯	415世帯
回収率	47.9%	62.5%
配布・回答方式	・ 郵送による配布 ・ 郵送による回収またはQRコードによるweb回答	・ 町内の小学校を通じて配布・回収 ・ 町外の小学校に通学する世帯には郵送による配布、郵送による回収またはQRコードによるweb回答
調査期間	令和6（2024）年1月15日～1月29日	

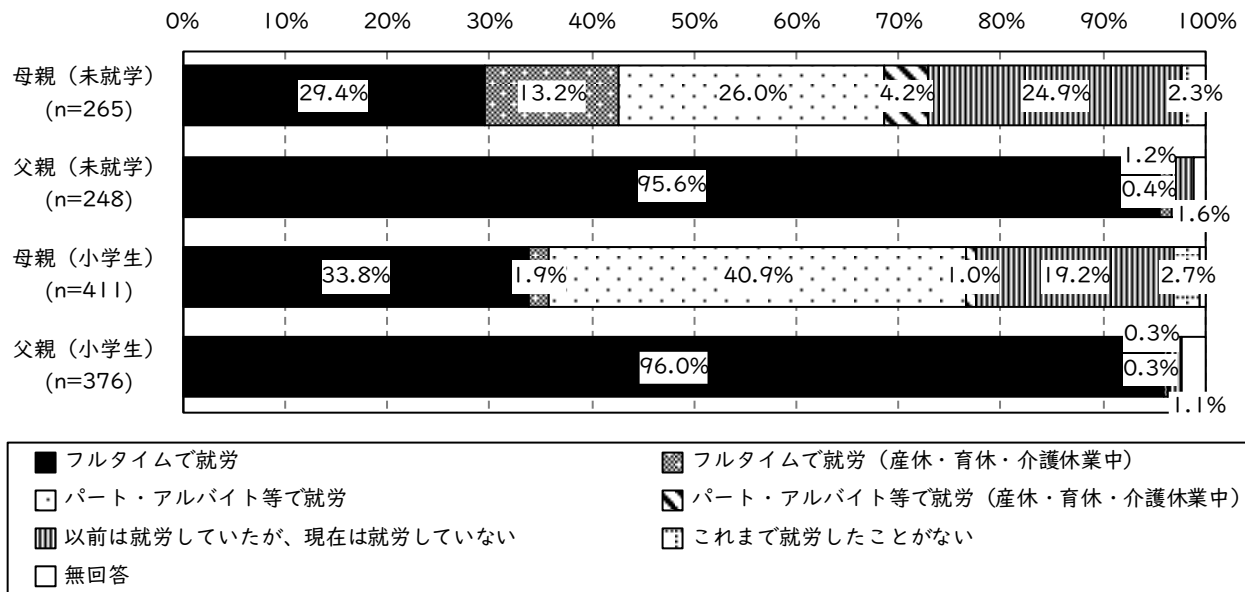
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

2. 結果概要

(1) 母親・父親の現在の就労状況（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる母親では“現在就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が 55.4%であるのに対し、小学生がいる母親では 74.7%と就労の割合が高くなっています。父親では未就学児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。

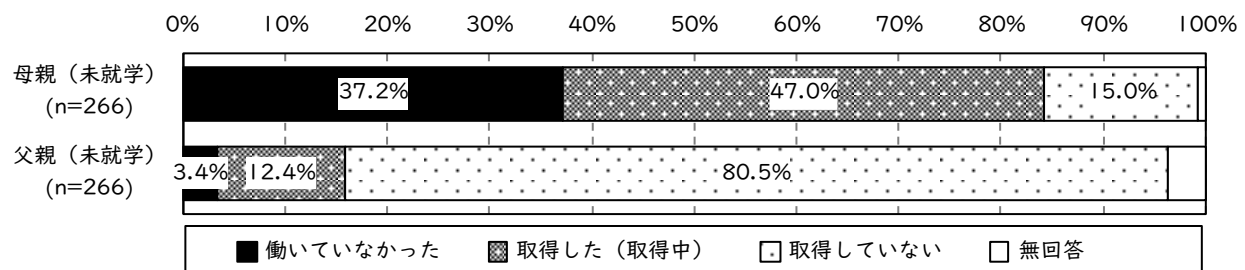
《母親・父親の現在の就労状況》



(2) 母親・父親の育児休業の取得状況（未就学児童）

未就学児童がいる母親では育児休業を取得したかたが 47.0%であるのに対し、父親は取得していないかたが 80.5%となっており、父親より母親の育児の負担が多い状況と思われます。

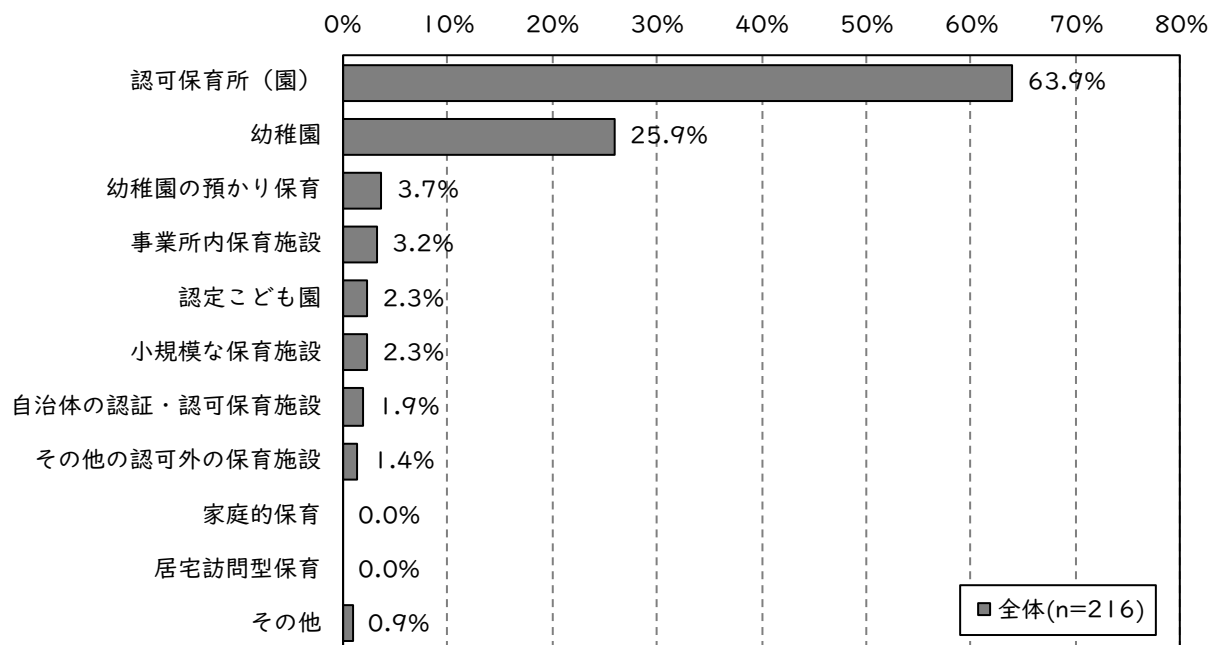
《母親・父親の育休の取得状況》



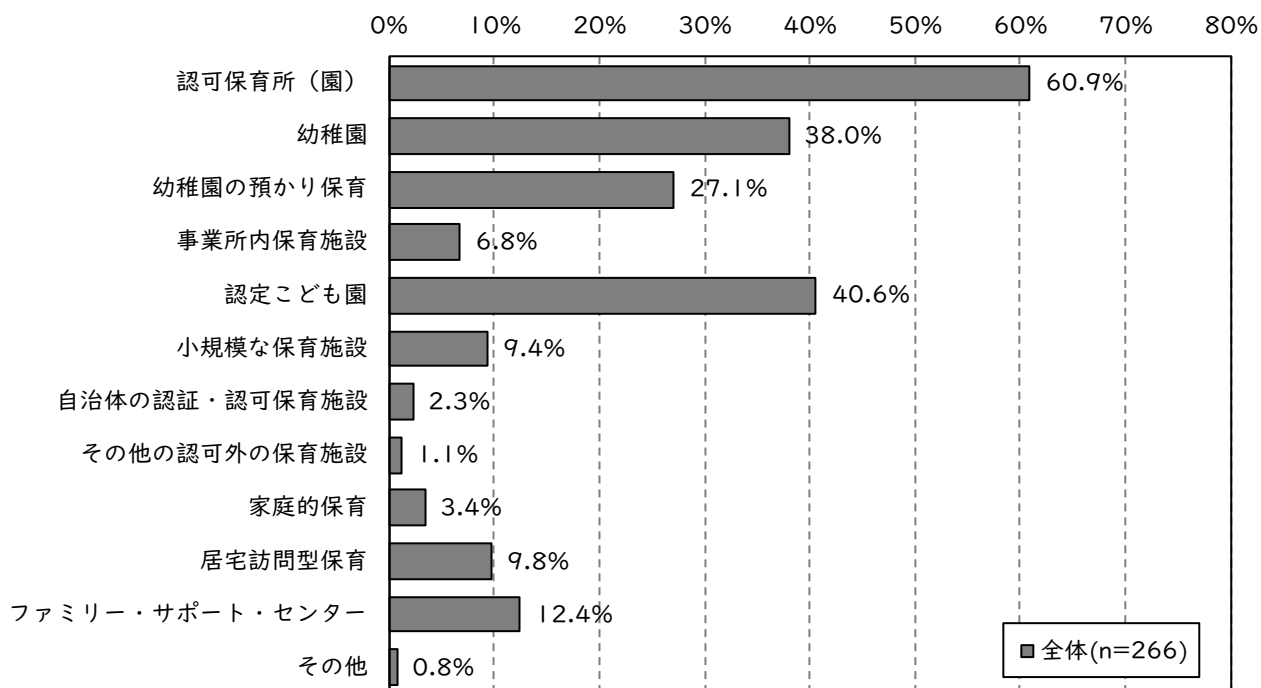
(3) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の利用状況と今後の利用意向（未就学児童）

現在の利用状況を見ると、ほとんどのかが保育所と幼稚園を利用していますが、今後の利用意向を見ると、幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望もうかがえます。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況【MA】》



《平日の「定期的な教育・保育事業」の今後の利用意向【MA】》



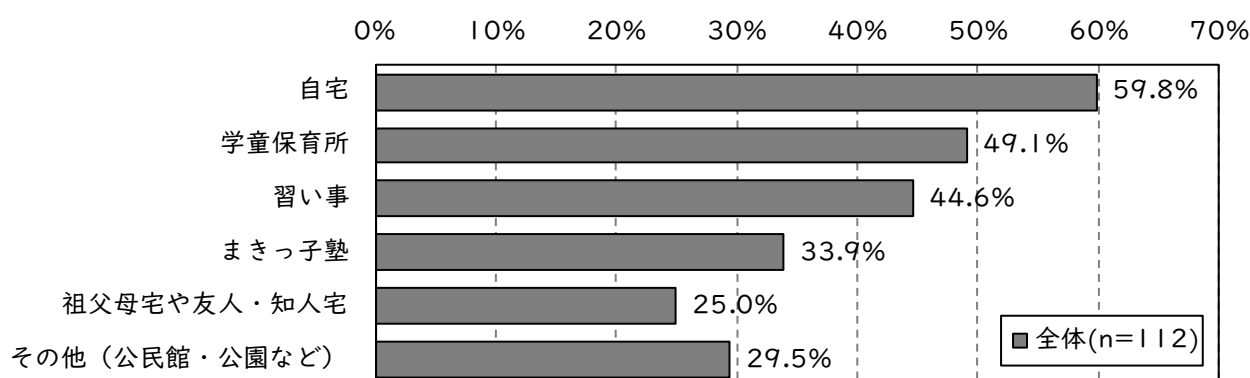
※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの事業のことです。

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方（未就学児童）

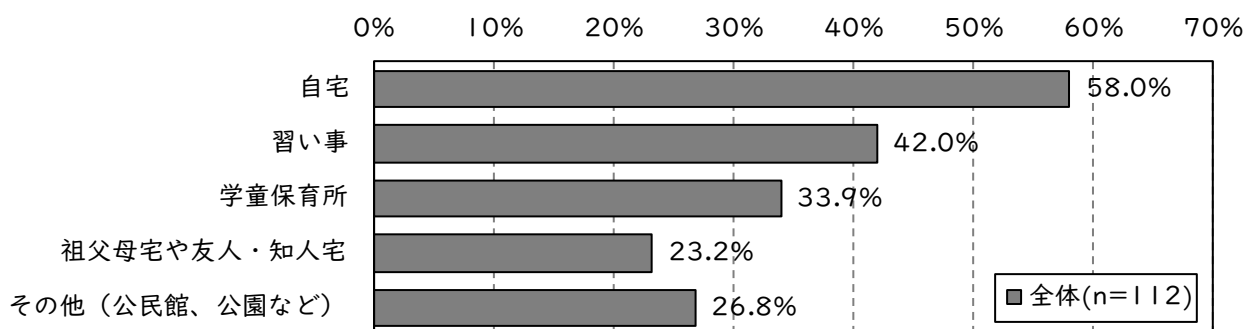
調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「学童保育所」、「習い事」の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「学童保育所」の順となっています。

学童保育所の利用意向をみると、低学年のうちは49.1%であるのに対し、高学年になったら33.9%となっています。また、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が31.3%、「高学年になっても利用したい」が27.7%となっています。

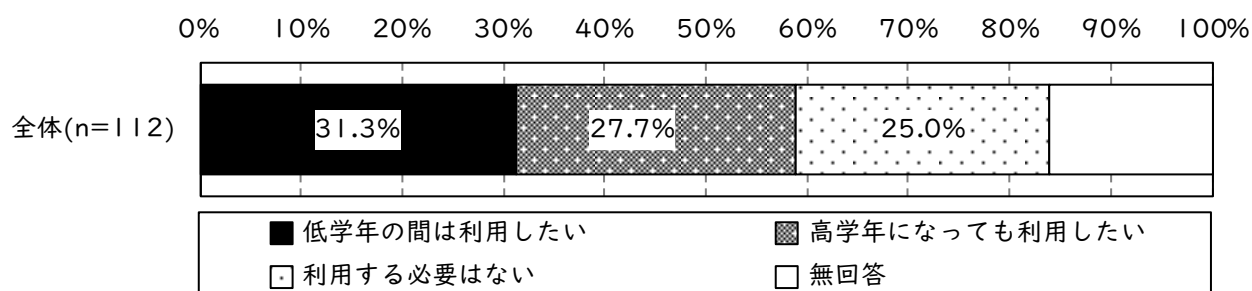
《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》



《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望》

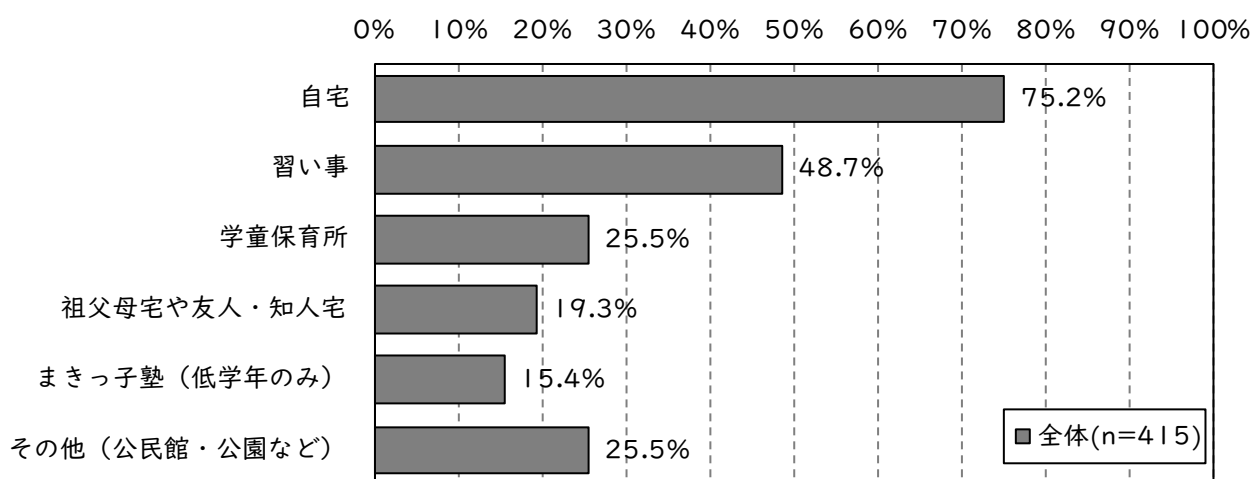


(5) 放課後の過ごし方（小学生）

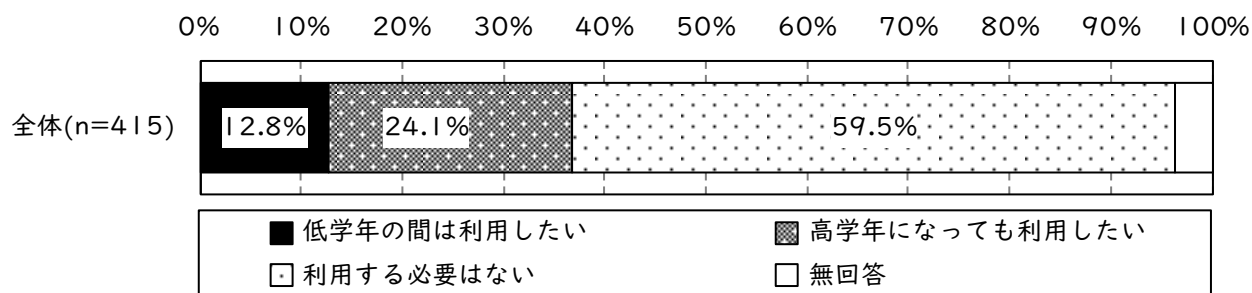
小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「学童保育所」の順となっています。

学童保育所をみると、現在の利用は25.5%となっています。また、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が12.8%、「高学年になっても利用したい」が24.1%となっています。

《放課後どの場所で過ごしているか【MA】》



《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望》

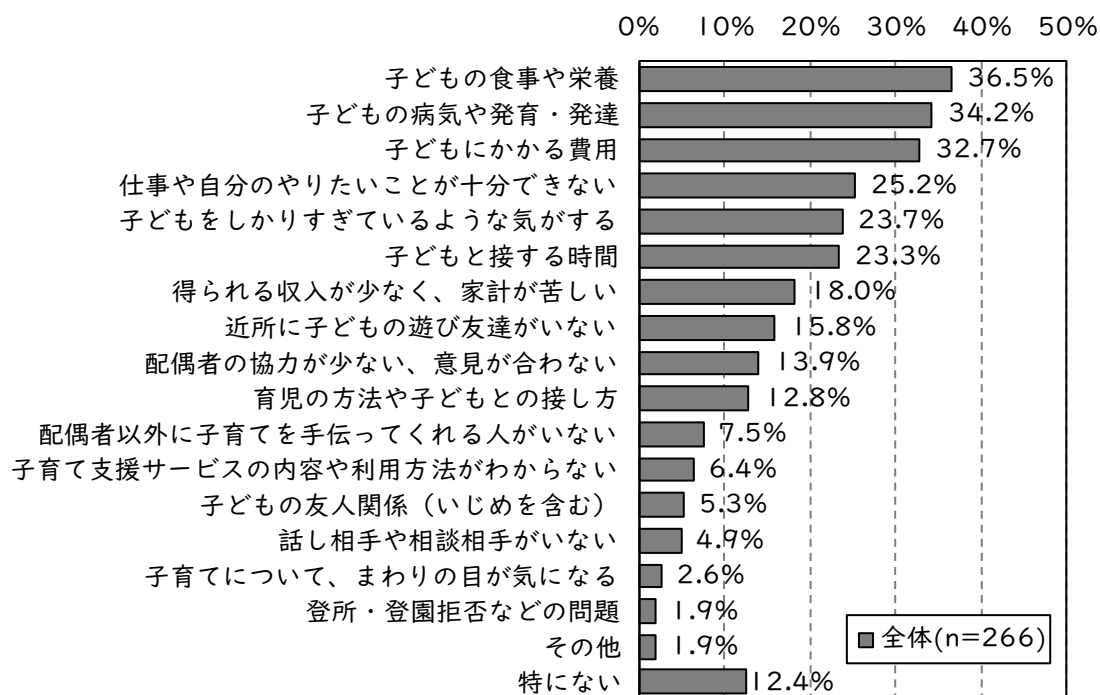


（６）子育てで日頃から悩んでいることや気になること（未就学児童・小学生）

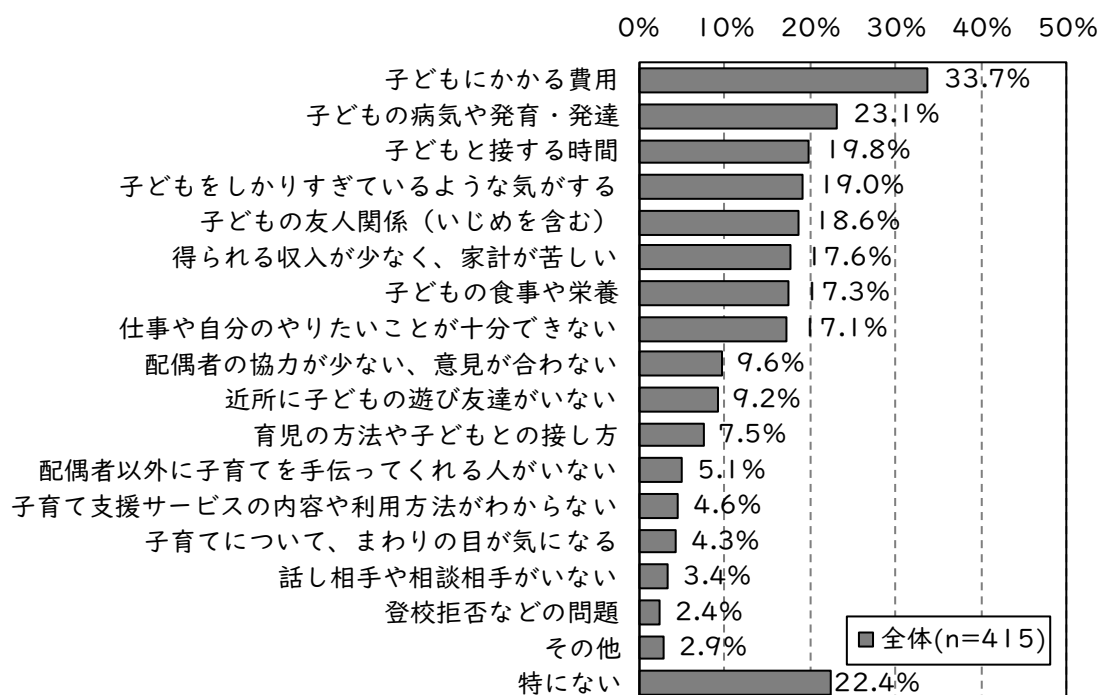
未就学児童がいる世帯では、「子どもの食事や栄養」の割合が最も高く、次いで、「子どもの病気や発育・発達」となっています。

一方、小学生がいる世帯では、「子どもにかかる費用」の割合が最も高く、次いで、「子どもの病気や発育・発達」となっています。

《子育てで日頃から悩んでいることや気になること（未就学児童）【MA】》



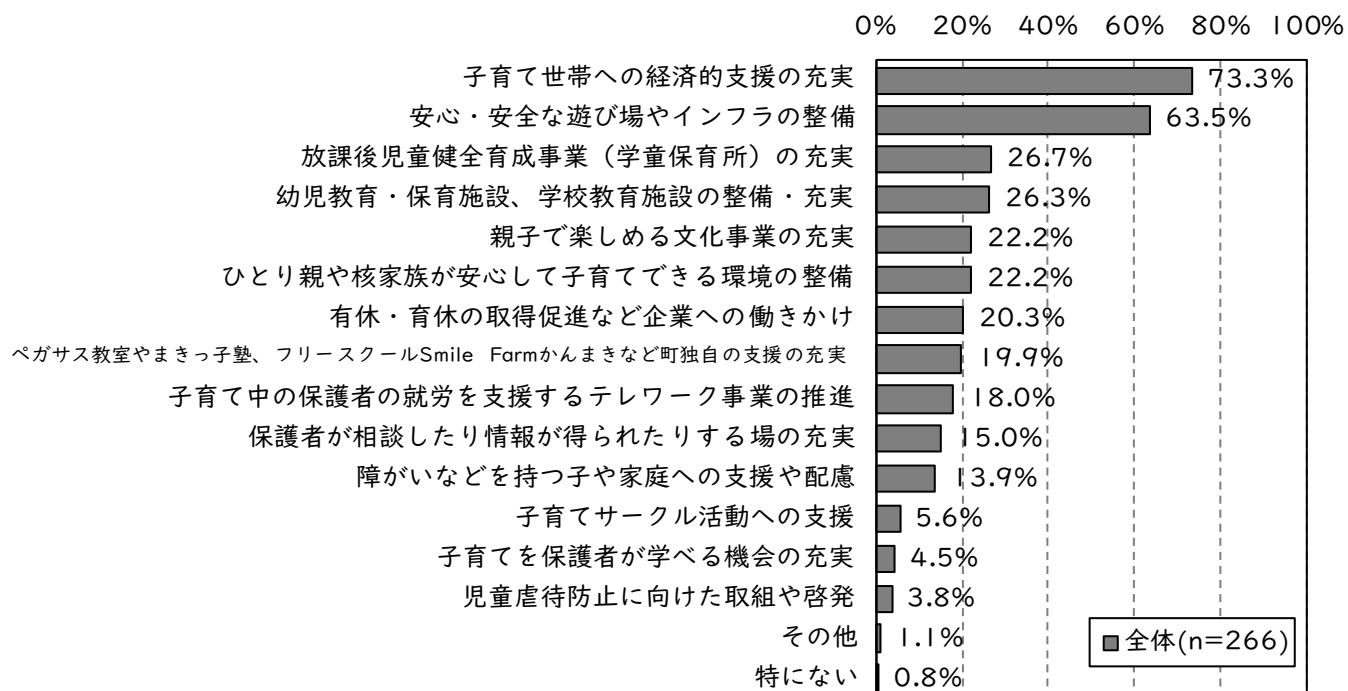
《子育てで日頃から悩んでいることや気になること（小学生）【MA】》



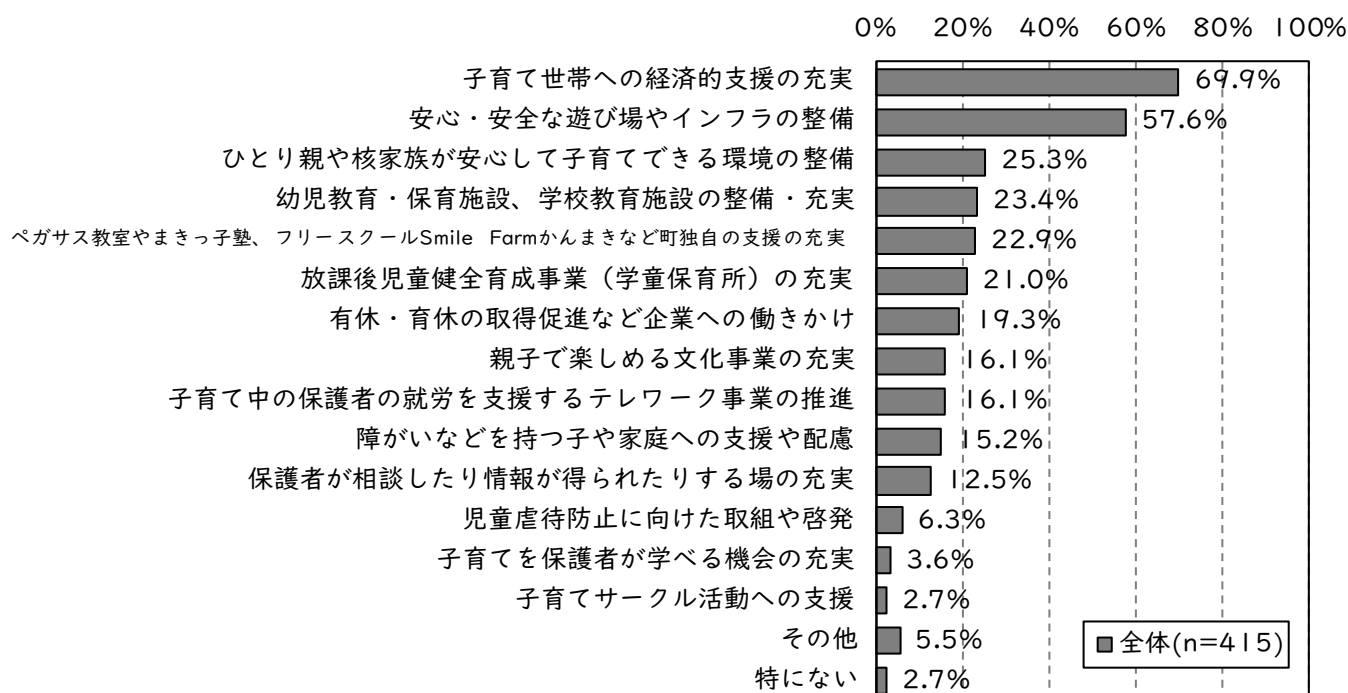
(7) 上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる世帯・小学生がいる世帯のいずれも、「子育て世帯への経済的支援の充実」の割合が最も高く、次いで、「安心・安全な遊び場やインフラの整備」、「幼児教育・保育施設、学校教育施設の整備・充実」が2位から4位に位置しています。

《上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（未就学児童）【MA】》

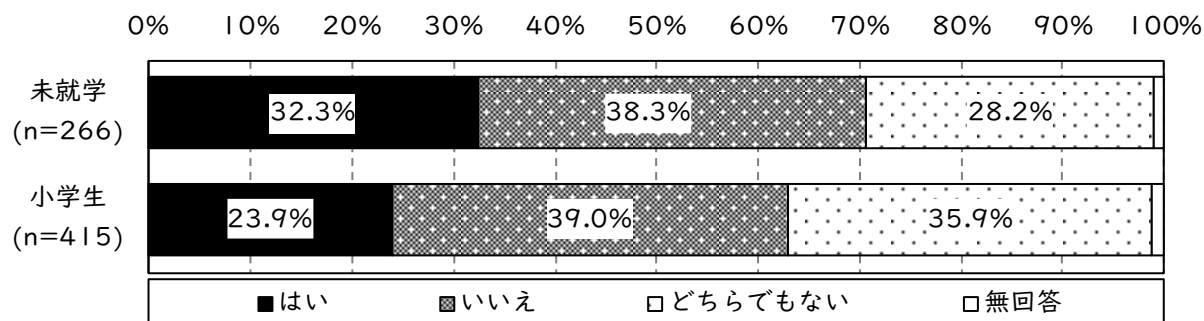


《上牧町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（小学生）【MA】》



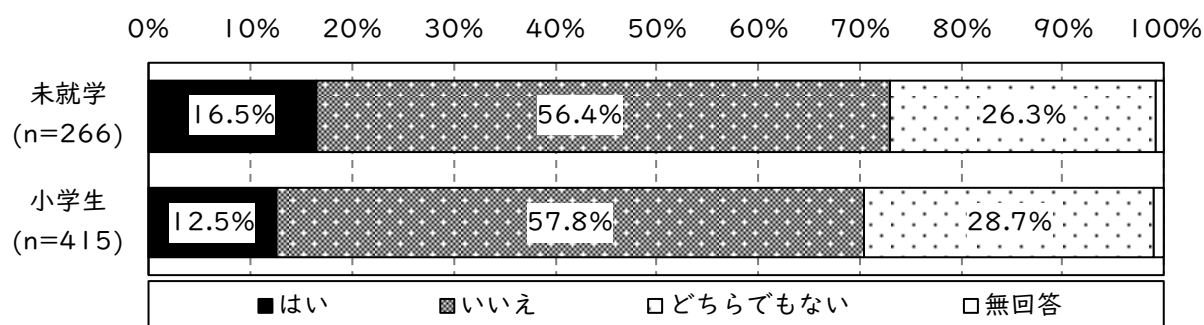
(8) 小児科医療体制に満足しているか（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる世帯・小学生がいる世帯のいずれも、小児科医療に「満足している」と回答したかたが約2～3割となっています。



(9) 公園や遊具など遊び場が充実しているか（未就学児童・小学生）

未就学児童がいる世帯・小学生がいる世帯のいずれも、公園や遊具など遊び場が「充実している」と回答したかたが約1～2割となっています。



IV 子ども・子育てを取り巻く課題

これまでの子どもや子育てを取り巻く状況等を踏まえ、課題等を整理すると以下のとおりとなります。

1. ゆとりある子育て生活について

本町においては、女性の就業率の上昇等により、共働き家庭の児童数の増加が見込まれます。また、町全体では子どもの人口が減少傾向ですが、放課後の子どもの受け皿確保の取り組みを継続しています。

アンケート調査では、母親の育児休業の取得は進んでいますが、父親の取得は低い値となっています。

本町では、公立・私立を含めた保育所・幼稚園の設置など、保育サービスの充実を進めてきたほか、様々な子育て支援サービスの充実も図ってきました。

今後も、一人ひとりの子どもが健やかに成長するとともに子どもの最善の利益が実現されるよう、多様化する価値観や保育ニーズに応じたサービスが必要となっています。また、子育てをしているすべての人が心にゆとりを持って子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスが必要となっています。

2. 子どもの夢を育む教育環境について

アンケート調査では、小学校放課後の学童保育所は25.5%が利用しています。

本町では、学校教育の充実や放課後児童クラブの運営、生涯学習の取り組みなど、地域における様々な学習の場を提供しています。また、要支援児童への対応や子どもの健全育成に向けた環境づくりにも取り組んでいます。

今後も、子どもが生き生きと心豊かに未来に希望と夢を持ち、たくましく生きていくことができるよう、学校教育や地域における学習の場が必要となっています。また、障がい児や不登校児への対応、思春期の保健対策などを充実させるとともに、学校施設などの適切な管理や、喫煙・飲酒・薬物・有害図書など有害な環境への対応が必要となっています。

3. 親子の健康について

アンケート調査では、日頃悩んでいる子育てについて、「子どもの食事や栄養」が36.5%と最も高く、次いで、「子どもの病気や発育・発達」が34.2%となっています。また、町内の小児医療体制の満足度は約3割の状況となっています。

本町では、妊娠の早期段階からの健康管理や支援など、安心して子育てできる支援や子どもの急病などに対応する小児医療体制の充実、また、親子食育料理教室や栄養指導など、食育を推進してきました。

今後も、乳幼児期に良好な親子関係を築くことができるよう、妊娠早期からの健康管理や支援を充実させるとともに、親が自信を持って子育てができ、子ども自身も愛されていることを実感できる取

り組みが必要となっています。また、子どもに対する「食」の充実のために、保護者を対象とした離乳食教室の開催や小中学校における食育が必要となっています。

4. 安心・安全のまちづくりについて

アンケート調査では、町内の公園や遊具など遊び場は充実していると答えたかたが1～2割となっています。一方で、子育て支援の中で「安心・安全な遊び場やインフラの整備」の充実を図ってほしいかたが約6割いることが分かりました。

本町では、魅力ある都市的景観の創出や安全な歩道の整備など、生活環境整備の充実や子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、防犯灯の設置や見守りボランティアの実施など、子どもを守るまちづくりを促進してきました。

今後も、子どもの交通安全の確保のために、道路や歩道の整備を進めるとともに、子どもや保護者が交通安全に対する意識を高めるための啓発や情報提供が必要となっています。また、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように、地域や関係機関と連携した活動が必要となっています。

5. 困難な状況にある子どもについて

本町においては、全国及び県と比べて、男性・女性ともに子育て世代である30～44歳の有配偶率が低く、その要因の一つとして経済的な面が想定されます。また、町内のひとり親世帯も増加傾向にあります。

アンケート調査では、子育て支援の中で「子育て世帯への経済的支援の充実」を図ってほしいかたが約7割いることがわかりました。

本町では、児童手当の給付や教育費負担の軽減など、子育て世帯への経済的な負担の軽減やひとり親家庭に対する支援など、支援が必要な子どもや子育て家庭の情報の共有を関係機関等と行ってきました。

今後も、すべての子どもと子育て家庭を対象にした経済的な負担の軽減や、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し教育費負担の軽減に向けた取り組みが必要となっています。また、多様な関係機関や関係団体との連携により、支援が必要な子どもや子育て家庭の情報を共有し、適切な支援につなげる体制が必要となっています。

第3章 基本理念と施策体系

1. 計画の基本理念

現行の子ども・子育て支援事業計画において、『子どもたちこそまちの未来～子どもたちの笑顔でいっぱいのもちづくり～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～』を基本理念に掲げ、子どもが夢を描いて生き生きと成長するとともに、親が子育てに喜びや感動を得られる地域や社会づくりに取り組んできました。

少子化の進行による児童生徒数の減少に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化などから家庭や地域での子育て力が低下する中、子育て家庭の不安や負担が増加していることが問題となっています。このような課題の解決に向け、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

次世代育成支援としてこれまで進めてきた取り組みを引き継ぎつつ、子ども・子育て支援制度のもと、子どもの最善の利益が優先される社会を実現するために、現行計画の基本理念を継承し、だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられるまちと、子ども自身が健やかに育っていけるまちづくりを目指します。

子どもの貧困の解消に向けた対策として、これまで進めてきた取り組みを引き継ぎつつ、貧困による困難を子どもたちが強いられることがないような社会をつくるため、現行計画の基本理念を継承し、貧困により、子どもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないまちづくりを実現することを目指します。

子どもたちこそまちの未来

～子どもたちの笑顔でいっぱいのもちづくり～

～子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援～

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するために次の5項目を基本目標として設定します。また、基本目標を達成するために第4章以降において基本目標に対する具体的な取り組みを設定します。

基本目標1 ゆとりのある子育て生活の推進

一人ひとりの子どもが健やかに成長するとともに子どもの最善の利益が実現されるよう、多様化する価値観や保育ニーズに応じたサービスを充実します。また、子育てをしているすべての人が心にゆとりを持って子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 子どもの夢を育む教育環境の充実

子どもが生き生きと心豊かに未来に希望と夢を持ち、たくましく生きていくことができるよう、学校教育や地域における学習の場の充実を図ります。また、障がい児や不登校児への対応、思春期の保健対策などを充実させるとともに、学校施設などの適切な管理や、喫煙・飲酒・薬物・有害図書など有害な環境への対応を行っていきます。

基本目標3 親子の健康の確保と増進

乳幼児期に良好な親子関係を築くことができるよう、妊娠早期からの健康管理や支援を充実させるとともに、親が自信を持って子育てができ、子ども自身も愛されていることを実感できる取り組みを推進します。また、子どもに対する「食」の充実のために、保護者を対象とした離乳食教室の開催や小中学校における食育の充実を図ります。

基本目標4 安心・安全のまちづくりの推進

子どもの交通安全の確保のために、道路や歩道の整備を進めるとともに、子どもや保護者が交通安全に対する意識を高めるための啓発や情報提供に努めます。また、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように、地域や関係機関と連携した活動を行います。

基本目標5 困難な状況にある子どもへの支援

すべての子どもと子育て家庭を対象にした経済的な負担の軽減や、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。また、多様な関係機関や関係団体との連携により、支援が必要な子どもや子育て家庭の情報を共有し、適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

3. 施策体系

基本理念

子どもたちこそまちの未来

～ 子どもたちの笑顔でいっぱいのまちづくり ～
～ 子ども一人ひとりの育ちを地域全体で応援 ～



《基本理念を実現するための施策》

基本目標1

ゆとりのある子育て生活の推進

- (1)地域における子育て支援サービスの充実
- (2)保育サービスの充実
- (3)教育・保育の質の向上と連携
- (4)地域の子育て力の向上
- (5)ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標2

子どもの夢を育む教育環境の充実

- (1)学校教育の充実
- (2)地域における学習の場の充実
- (3)要支援児童への対応の充実
- (4)健全育成に向けた環境づくりの推進

基本目標3

親子の健康の確保と増進

- (1)安心して子どもを生み、育てるための支援の充実
- (2)小児医療体制の充実
- (3)食育の推進

基本目標4

安心・安全のまちづくりの推進

- (1)みんなにやさしい生活環境の整備
- (2)子どもをまもるまちづくりの推進
- (3)心をつなぐバリアフリーの推進

基本目標5

困難な状況にある子どもへの支援

- (1)すべての子育て家庭への支援
- (2)関係機関・団体と連携した支援

第4章 施策の展開

1. ゆとりのある子育て生活の推進

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 子を持つ親が地域において子育てしやすいよう、子育てに関する情報の提供や相談の受付、地域での様々な子育て活動への支援などに取り組みます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
1	利用者支援事業（こども家庭センター型）	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように身近な場所での相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。	こども未来課
2	未就園児の保護者の育児相談	町内の全保育所・保健福祉センター・ささゆりルームにおいて、全町域を対象に実施している未就園児の保護者に対する育児相談については、保護者の子育て不安解消のために、今後も引き続き実施していきます。	こども未来課
3	情報提供や啓発活動の充実	男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場で発揮できるように、男女双方の意識改革や子育て、福祉サービスなどの生活支援に向けた取組をすすめ、男女共同参画が可能な環境の整備に努めます。	社会教育課
4	地域子育て支援拠点事業	地区の地域性を生かし、地域に密着した事業展開を行いながら、子育てに関する相談業務・情報提供の強化、子どもたち一人ひとりの発達に応じた支援をしていきます。また、「サロンぱけっと」の出張広場事業を展開していきます。（社会福祉協議会に委託）	こども未来課 社会福祉協議会
5	託児ボランティア事業	社会福祉協議会の独自事業としてボランティアグループを支援するという形で運営を行っています。「託児グループ ひまわり」として、引き続き希薄化した地域社会で子育て中の保護者や子どもが孤立することなく、少しでもゆとりがもてるように地域相互援助活動を円滑にできるネットワークづくりと人材養成を図ります。また、緊急時の託児にも対応できるように努めるとともに、子育て中の住民への周知にも努めます。	社会福祉協議会

(2) 保育サービスの充実

- 子育て家庭の多様なあり方や保育ニーズの高まりを受け止めるため、地域子ども・子育て支援事業に定められた各種サービスを中心に、保育サービスの充実に努めます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
6	乳幼児保育事業	保護者の育児支援として、生後満6か月から（西大和黎明保育園・やまびこ保育園は生後3か月から）未就学までの児童を町内もしくは広域において保育事業を実施します。	こども未来課
7	障がい児保育事業	保護者の希望に応じた受け入れ入所をしていきます。必要な医療機関・こども家庭相談センターなどと連携をとり、障がいを持ちながらも安定した保育所生活を過ごすことができるよう援助、保護者の育児不安などの相談を受ける体制を整え、支援に努めていきます。	こども未来課
8	延長保育事業	町内のすべての保育所において実施しています。保育所により、時間帯は異なりますが、最大午前7：00～午後10：00までの延長保育を実施しています。	こども未来課
9	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童福祉施設等において一定期間養育・保護し、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。	こども未来課
10	病児・病後児保育事業	病児について、医療機関や保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師・保育士などが一時的に保育を行います。広域的な実施を進め、提供体制の充実を図ります。	こども未来課
11	地域型保育事業の整備	0～2歳の保育ニーズの状況により、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の整備を検討していきます。	こども未来課

(3) 教育・保育の質の向上と連携

- 教育・保育の質の向上、多様なニーズを受け止めるための認定こども園の設置、幼稚園・保育所と小学校の連携による子育て支援の充実に努めます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
12	教育・保育サービスの質の向上	乳幼児一人ひとりの特性に応じた指導の充実を図るとともに、研修により職員の資質を向上させ、いのちの大切さや自尊感情を育てる指導を行います。	こども未来課
13	認定こども園の設置・運営	上牧町の子どもを取り巻く環境を踏まえながら、今後の認定こども園の設置・運営について協議・検討していきます。	こども未来課
14	小・幼・保の連携推進	継続して、小学校・幼稚園・保育所との情報交換を行い、連携を図っていきます。	こども未来課 教育総務課

(4) 地域の子育て力の向上

- 子育てサークルなどの活動の支援や、悩み相談や交流などを促進することにより、地域での子育て家庭の孤立を防ぐネットワークづくりに取り組みます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
15	子育て支援団体などの連携強化	子育てNPO法人や子育てサークルなどの把握に努め、子育て教室やその他の子育て団体などの連携の強化に努めます。	こども未来課
16	虐待を未然に防ぐ地域社会の形成	地域でお互いに支え合い、助け合う地域福祉意識を高め、ちょっとした悩み相談や交流などの自主的な取組を育み、虐待を未然に防ぐ地域社会の形成を促進するとともに、虐待の可能性が考えられる場合において、早期対応・問題解決に向けて総合的に行動できるためのネットワークづくりを図ります。	こども未来課

No.	施策	施策の内容	担当部署
17	要保護児童対策地域協議会の設置	「上牧町要保護児童対策地域協議会」を活用することにより、警察・保健所・こども家庭相談センター・福祉事務所・保育所・幼稚園・小中学校だけでなく、上牧町医師会・社会福祉協議会・民生児童委員・人権擁護委員の方々との連携を強化し、情報の収集・把握・個別ケース会議とともに代表者会議などを行い、総合的な援助に努め、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図ります。	こども未来課

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
18	子育てと仕事の両立に向けた地域への啓発などの充実	広報や役場の目に付くところに育児休暇や介護休暇などに関する事柄を掲示するなど、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、地域全体の意識の向上を図る啓発を行います。	こども未来課 社会教育課

2. 子どもの夢を育む教育環境の充実

(1) 学校教育の充実

- 子どもが生き生きと心豊かに未来に希望と夢を持ち、たくましく生きていくことができるよう、学校教育の充実を図ります。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
19	体験学習の充実	体験学習を生かし、子どもが自己の生き方や進路について考えるとともに、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につける学習を進めます。また、安全面に十分配慮し、生徒にとってより望ましい職業観や勤労観、生き方に関する目的意識を育成できるように努めます。	教育総務課
20	時代のニーズに見合った教育の充実	情報化や国際化などの時代のニーズに見合った教育の充実に向けて、ＩＣＴ機器の導入や、英語教育を充実させ、より実践的な教育を実施するとともに、児童・生徒一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。	教育総務課
21	確かな学力の育成	各学校において、学習カリキュラムを定め、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習計画を踏まえ適切な指導を進めます。また、総合的な学習や探究的な学習を通して、児童・生徒の自ら学び、自ら考え主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を養い、問題解決や探求活動に主体的・創造的・協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする「新しい時代にふさわしい教育」に努めます。	教育総務課
22	次代の親の育成	家庭科や技術・家庭などの授業や総合的な学習の時間を利用して乳児や幼児とふれあう機会を充実させることで、子どもに対する愛情や次代の親として資質の養成に努め、子育てや家庭の大切さについて、理解を深めていきます。	教育総務課
23	教員の資質向上	県による指導力不足の教員に対するフォロー・アップシステムや研究授業の実施などの機会を利用して、教員の資質の向上に努めます。また、情報化や国際化などに対応できるように、教員研修を充実させ、教員の適格性と専門性の向上に努めます。	教育総務課

No.	施策	施策の内容	担当部署
24	幼児教育の充実	幼児一人ひとりの心身の発達や個性に応じたきめ細かな教育を進めていきます。今後は身体障がい（車椅子使用）の園児の入園も考えた環境づくりを進めます。	教育総務課（上牧幼稚園）
25	通級指導教室の充実	各教科の学習は現在通学している学校で行い、子どもが必要としている特別な学習を、通級指導教室（ペガサス教室）にて必要な時間だけ個別や小集団で学習します。 開設校は上牧第二小学校と上牧中学校ですが通学している学校へ訪問して指導する訪問通級指導も実施しています。	教育総務課

（２）地域における学習の場の充実

●上牧町独自の学習支援である「まきっ子塾」や、自然・文化・スポーツなど、子どもが地域において様々な学習の機会に恵まれるよう取り組みを進めます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
26	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない町立小学校に在籍する児童に対し、授業終了後・長期休暇中などに各学校区の学童保育所で指導員の保育のもと適切な遊び及び生活の場を与えて子どもの健全な育成を図ります。私立の保育所運営の元気クラブ２ヶ所では、早朝及び長時間保育を実施しています。	こども未来課
27	自然体験学習の充実	小学校高学年以上を対象に年１回実施している自然体験学習の内容を充実させるとともに、体験学習やジュニアリーダーの育成を促進します。今後は、指導者の育成確保及び研修内容の充実と体験学習のグレードアップを目指します。	社会教育課
28	生涯学習の充実	社会教育委員会議を核として、生涯学習機会の充実を目指した生涯学習体制の構築に努め、本町独自の文化創造の推進及び文化活動としてのペガサスホールの積極的な活用を促進します。	社会教育課
29	ボランティア活動の充実	体験的な活動を充実させることで、相手の立場を自分の視点で理解できるような心豊かな子どもの育成を目指します。また、ふれあい社協まつりなどのイベントを開催し、より多くの住民に対してボランティア活動に参加して、理解する機会を設けていきます。	社会福祉協議会

No.	施策	施策の内容	担当部署
30	地域スポーツの振興	各種スポーツ大会、スポーツフェスティバル、ウォーキング大会やスポーツ少年団などの活動促進に向けて、内容を充実させ、住民の誰もが気軽に参加できる機会を提供できるよう指導者の育成・人材の発掘に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、みんなで一緒に楽しむことができるニュースポーツの普及・啓発に努めます。	社会教育課
31	ペガサスショータウン構想の推進	ペガサスホールで劇団が本来の活動を多方面で行えるように各種の支援に努めます。	文化振興課
32	家庭教育の充実	家庭学習の定着や保護者の負担軽減を目的に上牧町放課後塾「まきっ子塾」を開催し、学習支援を行っています。 また、家庭教育向上のため、学習機会の充実に努めます。	社会教育課

(3) 要支援児童への対応の充実

●配慮が必要な子どもに対して、一人ひとりの状況に適した様々な支援を行います。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
33	特別支援教育の充実	従来の特別支援教育の対象児童・生徒だけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、個々が持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために必要な教育や指導の充実を図ります。また、学校における障がい児の受入れを促進し、児童・生徒間の交流を推進します。	教育総務課
34	いじめや不登校などへの対応の充実	いじめや不登校などへの対応に関しては、学校や家庭・地域との連携を深めるとともに、スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業、心の教室相談員の配置により、総合的できめ細やかな対応を推進します。また、道徳、学級活動、学校行事などで行うセーフティ教育において、いじめ防止に関する指導が充実するよう働きかけを強化します。	教育総務課

(4) 健全育成に向けた環境づくりの推進

- 思春期の保健対策などを充実させるとともに、喫煙・飲酒・薬物・有害図書など有害な環境への対応を行っていきます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
35	思春期保健対策の充実	特別専門窓口としては設置していませんが、随時電話などで相談に応じていきます。	こども未来課
36	飲酒・喫煙などに関する啓発の推進	保健の授業や生活指導において、未成年の飲酒・喫煙・薬物使用などの問題に関する啓発を図るとともに、出会い系サイトなどへの入り口となる情報ツールの使用の問題について、更なる啓発を行っていきます。	教育総務課
37	有害環境対策の充実	子どもを取り巻く環境の改善に向けて、有害環境立入調査などの実施や危険箇所点検、啓発看板・広報幕などの設置を行うとともに、一般住民の協力も得ながら更なる子どもたちのより良い環境の確保に努めます。	社会教育課

3. 親子の健康の確保と増進

(1) 安心して子どもを生み、育てるための支援の充実

●乳幼児期に良好な親子関係を築くことができるよう、妊娠早期からの健康管理や支援を充実させるとともに、親が自信を持って子育てができ、子ども自身も愛されていることを実感できる取り組みを推進します。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
38	妊娠届出時保健指導	妊娠届出時において助産師などによる一般的な保健指導を行うとともに、「プレパパママ教室」への参加呼びかけやハイリスク妊婦への個別対応の強化を図ります。また、近年では若年妊婦または、高齢初産婦と年齢の幅が広がっていることを踏まえ、引き続き、高齢出産に対する電話確認・訪問を実施します。	こども未来課
39	プレパパママ教室	妊婦と夫（パートナー）を対象として、助産師・栄養士・保健師による講義を実施し、沐浴体験や、妊婦体験、呼吸法など、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。また、妊婦同士の仲間づくり、子育ての夢を語る場として充実させます。	こども未来課
40	不妊治療に関する情報提供	町が実施する不妊治療・不育症治療費助成事業などについて情報提供を行います。	健康推進課 こども未来課
41	出産後における情報提供の充実	出生届出時に、乳幼児医療・児童手当などの資料を渡して案内しています。また助産師等が電話で産後の悩みや相談に応じます。子育てに関する様々な情報を「かんまき子育て応援アプリ」で配信します。	住民保険課 こども未来課
42	乳児家庭全戸訪問事業	概ね生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師などが訪問し、育児に関する不安や悩みの相談や、子育て支援・予防接種・乳幼児健診に関する情報提供を行います。	こども未来課
43	乳幼児相談	育児の悩みをいつでも相談できる場、保護者同士の仲間づくりの場として、乳幼児相談を実施します。そのほか、乳幼児の正常な発育・発達についての指導を実施し、0歳児～未就学のこどもを対象に身体計測・個別相談・発育チェック・栄養相談を行っていきます。	こども未来課

No.	施策	施策の内容	担当部署
44	乳幼児健診	乳幼児の健全な成長を目指し、生後3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診を実施します。診察、問診、計測、保健指導、相談などを行います。また、健康診査を通して自由に子育ての悩みを話し、子育てに自信が持てる場づくりを推進します。	健康推進課
45	2歳児歯科検診	2歳児を対象に、歯科検診、ブラッシング指導及び希望者に対するフッ素塗布を行います。	健康推進課
46	つくしっこ教室	1歳8か月児健診、乳幼児相談などで、発達面におけるフォローの必要な子どもを対象として、臨床心理士の指導により、保護者の不安を軽減し、児の発達のフォローを図ります。	健康推進課
47	養育支援訪問事業	出産後間もない時期の養育者や妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭または不適切な養育状態にある家庭などに対して育児不安の解消や養育技術の提供のための相談や支援を保健師などの専門職が行います。	健康推進課
48	療育相談支援事業 (ほほ笑み教室)	一人ひとりの特徴にあわせたプログラムを通じ、幼児及びその保護者に対し発達の不安や悩みを軽減するために、小集団での指導及び助言を通じて幼児の健やかな育成を図ります。	健康推進課
49	産後ケア事業	産後に、家族から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援を行います。	こども未来課

(2) 小児医療体制の充実

●夜間や休日などの子どもの急病などには広域連携により対応します。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
50	夜間や休日などの医療体制の充実	夜間・休日などにおいては、「三室休日応急診療所」で対応しています。	健康推進課

(3) 食育の推進

- 子どもに対する「食」の充実のために、保護者を対象とした離乳食教室の開催や小中学校における食育の充実を図ります。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
51	「プレパパママ教室」での栄養指導	「プレパパママ教室」の中で、20～30分では妊娠中の栄養について説明を行います。今後は離乳食・幼児食と進んでいくなかで気軽に相談できる機会（乳幼児相談や電話相談）があることを説明し、安心してもらえるように工夫していきます。	健康推進課
52	離乳食についての個別相談および離乳食教室の開催	離乳食に関する個別相談として、電話相談を実施します。今後は気軽に電話相談できるよう、乳幼児相談などでアピールしていきます。また集団で離乳食初期の教室を実施します。	健康推進課
53	保育所・幼稚園での食育教室	体と食べ物の関係に関心を持ってもらい、体を大切にすることを理解してもらえるよう、5歳児クラスの園児と保護者を対象にもぐもぐ教室を実施します。（保育所：年2回（春と秋）、幼稚園：幼稚園の希望で年1回（6月実施））	健康推進課
54	おやつ教室・親子食育料理教室	食育推進の取り組みとして、4歳～小学校3年生の児童とその家族を対象としたおやつ教室（年2回）、5歳～小学6年生の児童とその家族を対象とした親子食育料理教室（年1回）を実施します。（おやつ教室は都合のよいときに参加できるよう、2回とも同じメニューで実施しています）	健康推進課
55	食育の推進	家庭科の時間や給食の時間など様々な機会を利用して、「命をいただく」ことや「生産者の努力や思い」を子どもたちに伝えけるとともに、朝食の摂取や成長期における「食」の大切さについての啓発を充実させていきます。また、地場産物を利用した地産地消を推進していくとともに古くから伝わる郷土食や行事食を学校給食に取り入れ、伝統的食文化の継承に努めていきます。さらに、夏休みの期間に親子クッキングを実施し、楽しみながら食の大切さを学ぶ機会を設けていきます。	教育総務課

4. 安心・安全のまちづくりの推進

(1) みんなにやさしい生活環境の整備

- 子どもの交通安全の確保のために、道路や歩道の整備を進めるとともに、子どもや保護者が交通安全に対する意識を高めるための啓発や情報提供に努めます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
56	安全な歩道の整備	子どもや高齢者が安心して歩けるよう、歩道の新設・改修時にはバリアフリー化を図っていきます。	建設環境課
57	交通安全の意識啓発	各小学校・幼稚園・保育所などで交通安全教室を充実させるとともに、保護者や地域住民を交えた教室を開催します。また、地域全体で交通安全意識が高まるよう、交通マナーを高める施策を展開します。	総務課
58	チャイルドシートの正しい着用の徹底	チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、普及啓発活動を積極的に推進するとともに、指導・助言・情報提供などに努め、チャイルドシートを着用しやすい環境を構築していきます。	総務課
59	魅力ある都市的景観の創出	上牧町都市計画マスタープランにおいて「かんまき笹ゆり回廊」の整備を明記しているため、同計画に沿って身近に自然や歴史にふれることのできる快適な散策道の環境整備を図ります。	まちづくり推進課

(2) 子どもをまもるまちづくりの推進

- 子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように、地域や関係機関と連携した活動を行います。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
60	防犯灯の設置促進	自治会と連携を図りながら防犯灯の適切な配置を進め、犯罪が起りにくい環境の整備に努めます。	総務課

No.	施策	施策の内容	担当部署
61	防犯教室などの充実	子どもたちが自分の安全を自ら守る力を身につけることができるよう、各学校、幼稚園で防犯教室を開くなど、防犯についての知識を身につける教育の充実に努めます。	教育総務課
62	子ども110番の家の設置	子どもが危険に遭遇したときなどにすぐに駆け込める「子ども110番の家」の設置を推進し、子どもを地域全体で見守るための体制を整備するとともに、自主防犯活動の推進及び啓発活動の充実に努めます。	教育総務課
63	見守りボランティアの実施	各自治会による見守りボランティアの活動を促進し、通学時などにおける子どもの安全確保に努めます。	秘書人事課 総務課 社会教育課
64	110番協力車の運行	町公用車等を活用した110番協力車の活動を推進し、まち全体の防犯力強化に取り組みます。	総務課
65	防犯ネットワークづくりの推進	現在活動している子ども110番や各地域の自治会・ボランティア団体などの連携強化を図るとともに、活動を活性化するための情報提供、指導・助言などを行い、地域全体の犯罪抑止力を高めるための犯罪防止ネットワークの構築を推進していきます。	社会教育課
66	町内防犯カメラの設置	「安全安心なまちづくり」の実現に向けて、子どもたちの登下校の様子を記録し、交通事故・犯罪などの抑止力を高めることを目的として、町内の交通量の多い交差点に防犯カメラを設置します。	総務課

(3) 心をつなぐバリアフリーの推進

- すべての子どもと子育て家庭が利用しやすいよう、公共施設や公園のバリアフリー化を推進します。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
67	公共施設におけるバリアフリーの推進	誰でも気軽に利用できるように、公共施設のバリアフリー化を図っていきます。	総務課 福祉課 こども未来課 教育総務課 文化振興課 建設環境課

No.	施策	施策の内容	担当部署
68	公園のバリアフリー化の推進	子どもや高齢者が安心して利用できるよう、公園内の改修時には、バリアフリー化を図っていきます。	建設環境課

5. 困難な状況にある子どもへの支援

(1) すべての子育て家庭への支援

- すべての子どもと子育て家庭を対象にした経済的な負担の軽減や、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
69	児童手当の給付	子育て中のすべての家庭を対象にして、家庭教育の安定と子どもの健全育成を支援するために児童手当を給付しています。出生または転入等により、児童手当の申請に来られた時には、児童手当制度の目的や仕組みを記したパンフレットを配布するとともに、普段から自由にとっていただけるよう、こども未来課窓口に常設しています。	こども未来課
70	乳幼児等医療費の助成	今後も保護者の経済的負担の軽減に向けて、医療費の一部を助成します。高校3年生までの子どもの医療費が助成対象となります。	住民保険課
71	実費徴収に係る補足給付	新制度に移行していない幼稚園に通う児童の保護者に対して、国が示す対象範囲と上限額に基づき、公費による負担軽減を実施します。	こども未来課
72	保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	こども未来課
73	教育費負担の軽減	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	教育総務課
74	妊婦のための支援給付交付金	妊娠期から面談等により情報提供や相談を行います。併せて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支給給付を実施することにより、妊娠期からの身体的、精神的ケア及び経済的支援の充実を図ります。	こども未来課

(2) 関係機関・団体と連携した支援

- 多様な関係機関や関係団体との連携により、支援が必要な子どもや子育て家庭の情報を共有し、適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

主な取り組み

No.	施策	施策の内容	担当部署
75	ひとり親家庭に対する支援	自立促進に向けて、母子・父子自立支援員によるハローワークとの連携強化に加えて、こども家庭相談センター、母子生活支援施設や母子・父子福祉団体などの協力を得て、総合的な自立支援に取り組んでいきます。また、子育てをはじめとした日常生活及び就業面で様々な悩みや不安の相談窓口の情報提供を行うとともに、収入や雇用条件面で、より安定した仕事に就き、経済的に自立できるようにスマイルセンターとの連携を図っていきます。	こども未来課
76	子どもの居場所づくり（こども食堂）	地域において、無料または安価で食事や温かな団らんを提供し、子どもたちや高齢者が生き生きと暮らせるために、こども食堂を開催するNPO法人、ボランティアグループと連携を図り運営に関する支援を行います。	こども未来課
77	（仮称）こども家庭センター	子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、より専門的な相談や訪問などによる継続的な支援を実施する拠点を整備します。上牧町要保護児童対策地域協議会、奈良県高田こども家庭相談センターなどと連携強化を図り、きめ細かな対応を総合的かつ継続的にを行います。	こども未来課

第5章 量の見込みと確保方策

●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に沿って算出しましたが、一部、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果をもとに確保方策を検討し、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「提供区域」と言う。）を定める必要があるとしています。

本町では、地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて確保方策を進めます。

《次ページ以降の表の単位について》

- ・「人」 …… その事業を利用する「実人数」を表しています。
- ・「人日」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する日数を表しています。
例えば、1年間に10日利用する人が10人いる場合は、10日×10人＝100人日となります。
- ・「人回」 …… その事業を1人の利用者が1年間に利用する回数を表しています。
例えば、1年間に10回利用する人が10人いる場合は、10回×10人＝100人回となります。

2. 未就学児童の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

未就学児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

（1）1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、上牧町には認定こども園がなく幼稚園が2か所あります。今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）	83	81	89	91	100
確保方策	83	81	89	91	100
（参考）第2期計画 の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	151	130	127	107	125

※実績値は各年度5月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内のかたが町内の施設を利用」の数値。

（2）2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、上牧町には認定こども園がなく保育所が4か所あります。今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）	148	146	160	163	179
確保方策	148	146	160	163	179
（参考）第2期計画 の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	223	213	223	236	211

※実績値は各年度4月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内のかたが町内の施設を利用」の数値。

(3) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

現在、上牧町には認定こども園・地域型保育事業がなく保育所が4か所あります。今後も現状の施設を活かしたサービスの提供に努めます。

（単位：人）

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		39	47	46	36	30
確保方策	保育所 認定こども園	39	47	46	36	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
		38	32	39	20	24

※実績値は各年度3月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内のかたが町内の施設を利用」の数値。

（単位：人）

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		68	57	69	66	52
確保方策	保育所 認定こども園	68	57	69	66	52
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		46	53	46	62	44

※実績値は各年度4月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内のかたが町内の施設を利用」の数値。

（単位：人）

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		49	65	55	66	63
確保方策	保育所 認定こども園	49	65	55	66	63
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		65	56	68	57	67

※実績値は各年度4月1日時点の数値。実績値及び推計値は、「町内のかたが町内の施設を利用」の数値。

(4) 広域利用の取り扱いについて

国が示す基本指針には、広域利用（町内のかたが町外の施設を利用など）の取り扱いについて、他の自治体と調整を行い、調整が整った場合は計画に記載することと定められていますが、広域利用に該当する自治体が多数に及ぶため調整を行うことはきわめて困難です。

そのため、実績値を参考に今後の見込み量を次のとおり検討することとします。

① 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

町内のかたが町外の施設を利用するかたよりも、町外のかたが町内の施設を利用するかたが上回っています。これは片岡台幼稚園が町外からの利用者が多いためですが、近年は町外からの利用者が減少傾向にあるため、必要利用定員（推計値）については次のように見込みます。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		75	75	70	70	70
確保方策		75	75	70	70	70
（参考） 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	町内⇒町外	11	12	10	7	9
	町外⇒町内	114	116	113	105	81

※実績値は各年度5月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数。

② 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

少子化が進行する影響で、1号認定と同様に町外からの利用者が減少傾向にあります。そのため、必要利用定員（推計値）については次のように見込みます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		33	33	30	30	30
確保方策		33	33	30	30	30
（参考） 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	町内⇒町外	8	15	16	17	14
	町外⇒町内	62	50	40	36	37

※実績値は各年度4月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数。

③ 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

町内から町外への実績値は年によりばらつきがありますが、1号認定・2号認定と同様に、町外からの利用者が減少傾向にあるため、必要利用定員（推計値）については次のように見込みます。

（単位：人）

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1
（参考） 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
	町内⇒町外	2	5	2	3	2
	町外⇒町内	10	8	4	4	1

※実績値は各年度3月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数。

（単位：人）

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		7	7	7	7	7
確保方策		7	7	7	7	7
（参考） 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	町内⇒町外	4	1	2	2	4
	町外⇒町内	10	14	10	6	4

※実績値は各年度4月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数。

（単位：人）

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員（推計値）		8	8	8	8	8
確保方策		8	8	8	8	8
（参考） 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	町内⇒町外	6	5	5	4	4
	町外⇒町内	13	9	17	12	8

※実績値は各年度4月1日時点の数値。必要利用定員（推計値）は、「町外⇒町内」の受け入れ人数。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の19事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・ 子育て支援事業	(1) 時間外保育事業 (延長保育事業)
	(2) 放課後児童健全育成事業 (学童保育所)
	(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)
	(4) 地域子育て支援拠点事業
	(5) 一時預かり事業
	(6) 病児・病後児保育事業
	(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)
	(8) 利用者支援事業
	(9) 妊婦健康診査
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業
	(11) 養育支援訪問事業
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】
	(15) 児童育成支援拠点事業【新規】
	(16) 親子関係形成支援事業【新規】
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】
	(19) 産後ケア事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	124	129	134	134	133
確保方策	156	156	156	156	156
(参考) 第2期計画の実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	182	184	138	135	141

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事などで家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を行う子育て支援です。町内では、公立の学童保育所が3か所（各小学校）と、私立の学童保育所（元気クラブ）が2か所あります。今後も子育て家庭のニーズに応えられる量と質の確保に努めます。

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	86	77	75	78	73
	2年生	74	75	67	66	68
	3年生	78	76	77	69	68
	4年生	44	45	44	45	40
	5年生	17	15	16	16	16
	6年生	8	8	7	8	7
確保方策	1年生	92	86	87	92	89
	2年生	80	84	77	77	83
	3年生	84	84	89	81	82
	4年生	47	50	51	53	49
	5年生	19	17	18	18	19
	6年生	8	9	8	9	8

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
(参考) 第2期 計画 中の 実績値	1年生	63	71	56	61	73
	2年生	73	53	74	53	56
	3年生	41	58	42	58	54
	4年生	26	26	46	34	41
	5年生	16	18	13	20	22
	6年生	5	8	11	6	10

※実績値は各年度5月1日時点の数値。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が困難となった場合や、育児不安や育児疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間や休日に不在となり児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、児童を児童養護施設などで保護する事業です。

上牧町では、県内5施設と連携し、保護者の様々な理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童について支援しています。

(単位：人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	10	10	10	10	10
(参考) 第2期計画 中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	0	0	10	8	10

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	7	7	7	7	7
(参考) 第2期計画 中の 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。

現在、上牧町では、「サロンぽけっと」、「おひさま広場」（2000 年会館 2 階）、「出張サロンぽけっと ささゆりサロン」（ラスパ西大和店）を実施しています。

(単位：人回)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4,531	4,726	4,960	4,902	4,806
確保方策	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480
(参考) 第 2 期計画の中の実績値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	2,460	3,703	3,113	5,168	5,200

(5-1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する事業です。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,255	1,054	823	814	883
確保方策	1,304	1,304	1,304	1,304	1,304
(参考) 第 2 期計画の中の実績値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	797	888	1,107	945	1,240

(5-2) 一時預かり事業（「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」以外の一時預かり）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。

現在、上牧町では、子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」を実施しています。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	24	24	24	24	23
確保方策	24	24	24	24	24
(参考) 第 2 期計画の中の実績値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	18	15	24	15	20

(6) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

現在、「ぞうさんのおうち」（大和高田市内／利用定員：１日１０名）、「西和地域病児保育室 いちごルーム」（三郷町内／利用定員：１日６名）、「かわしま内科・外科 こどもクリニック併設 病児保育室 ぽっぽ」（香芝市内／利用定員：１日９名）と提携して実施しています。

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	68	68	68	68	67
確保方策	720	720	720	720	720
（参考）第２期計画の中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
	16	28	13	73	80

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する子育て中の保護者を会員として、その援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助の連絡や調整を行う事業です。

現在、上牧町では未設置となっていますが、子育て援助活動の一環として、子育てネットかんまき、託児グループ「ひまわり」を実施し、地域の子育てサポーターが子どもの託児を行っています。

ファミリー・サポート・センター事業については、今後も引続き実施できるよう検討していきます。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠しているかたが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業です。

上牧町では、第２期計画中に母子保健型の事業を開始し、子育てに関する様々な相談や保健・医療・福祉などの関係機関との連絡調整、情報提供などが円滑に行える体制を構築しました。

また、令和７年度から（仮称）こども家庭センター設置に向けて検討しています。

（単位：か所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
確保方策	1	1	1	1	1
（参考）第２期計画の中の実績値	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	1	1	1	1	1

(9) 妊婦健康診査

妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行います。内容は問診、計測、血液検査、超音波検査、診察、保健指導などです。

今後もすべての妊婦を対象に健康診査の受診を啓発・推奨するとともに、14回分の受診の助成を継続します。

(単位：人回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数	148	146	144	142	140
	検診回数	1,065	1,051	1,036	1,022	1,008
(参考) 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	対象人数	150	162	148	145	150
	検診回数	1,067	1,298	1,096	1,051	1,067

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後3か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続します。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		93	93	89	85	83
確保方策		93	93	89	85	83
(参考) 第2期計画 中の実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
		85	82	82	109	110

(11) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

今後も、養育支援が特に必要と認められる場合には、その家庭に対して必要な支援を行います。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
(参考) 第2期計画中的実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	15	2	1	2	2

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

上牧町では、新制度未移行の幼稚園（私学助成園）の通園者に副食費（おかず代等）の補助を、月額4,800円を上限として受けることができます。

- ◆対象者：1. 市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯の児童
2. 小学校3年生以下の児童から数えて第3子以降の児童（所得に関わらず対象）

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

事業の必要性も含めて今後も引き続き検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラーなどがいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家事支援や、家庭が抱える不安や悩みの相談・助言などを行うことにより、家庭や養育環境を整える事業です。

新たな事業として、町では事業を進めていきます。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19	19	19	18	18
確保方策	100	100	100	100	100
(参考) 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	-	-	-	18	26

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に居場所となる場所を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じて、学習の支援や食事の提供などを行う事業です。

新たな事業として、今後、事業の検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童とのかかわり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識や方法を身につけるため、講義やグループワーク、ロールプレイなどを内容としたペアレント・トレーニングなどを実施することで、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

新たな事業として、今後、事業の検討を進めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：人日)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	妊婦届け出数	110	110	110	110	110
	1 組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	330	330	330	330	330
確保方策	こども家庭センター	330	330	330	330	330
(参考) 実績値		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	妊婦届け出数	92	109	93	68	56
	1 組当たり面談回数	2	2	3(2)	3	3
	面談実施合計回数	184	218	202	204	168

※令和 4 年度 2 月から、1 組当たりに必要な面談回数が 2 回から 3 回に変更。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

すべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな事業です。

新たな事業として、上牧町においては、令和 8 年 4 月からの開設に向けて検討していきます。

(単位：人)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	0 歳児	33	40	38	31	25
	1 歳児	35	29	35	33	26
	2 歳児	29	41	34	41	39
確保方策	0 歳児	-	40	38	31	25
	1 歳児	-	29	35	33	26
	2 歳児	-	41	34	41	39

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	17	17	17	17	16
確保方策	51	51	51	51	51
(参考) 実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	8	22	20	32	33

第6章 計画の推進体制

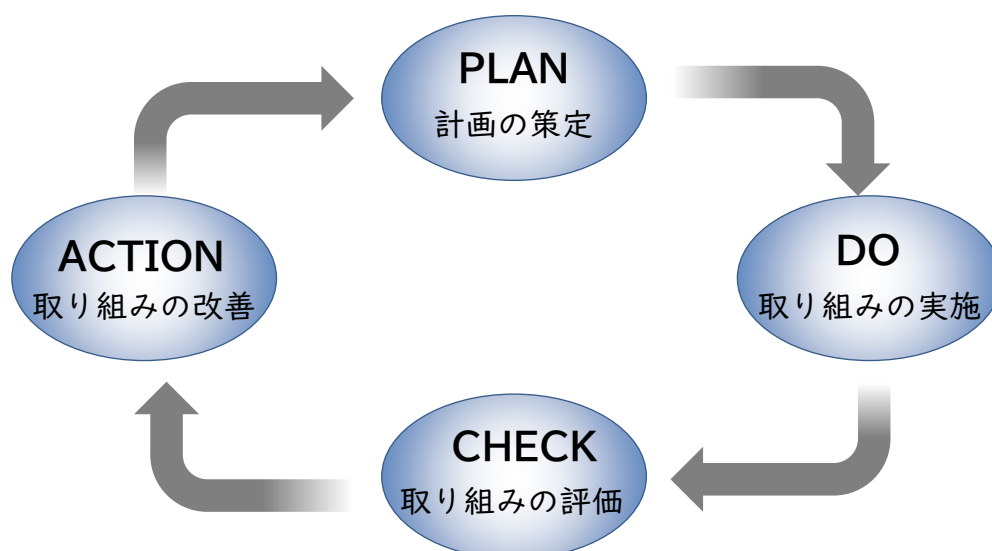
1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。

PDCA サイクルによる計画の評価と改善



3. 子ども計画策定の方向性

こども基本法第10条第1項及び第2項に基づき市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することが求められています。

「第3期上牧町子ども・子育て支援事業計画」では、「次世代育成支援行動計画」及び「こどもの貧困解消対策推進計画」を一体的に作成しています。

今後、国や奈良県の動向に注視しながら、「子ども・若者計画」等を含めた、「上牧町こども計画」の策定を進めていきます。

1. 上牧町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 8 号

改正 令和 5 年 3 月 20 日 条例第 10 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を調査審議するため、上牧町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、上牧町子ども・子育て支援事業計画策定に関する子育て会議その他の合議制の権限に属された事項その他次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
- (2) 幼保一体化の推進に関する事項
- (3) 子ども・子育て家庭への支援に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(会議の組織及び運営)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員 25 人以内をもって組織し運営する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員)

第 4 条 委員の任期は 5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第 7 条 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、町長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、町長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。

3 町長は前項の規定による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。

(委員会)

第 8 条 子育て会議は、必要あるときは、委員会を置くことができる。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 条例第 10 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 上牧町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置規約

平成25年2月22日

規則第7号

改正 平成30年3月28日規則第12号

令和3年3月31日規則第16号

(設置)

第1条 上牧町子ども・子育て会議設置条例(平成25年3月条例第8号。以下「条例」という。)第2条に規定する上牧町子ども・子育て支援事業計画(以下「子育て支援事業計画」という。)について審議するため、条例第8条により上牧町子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 子育て支援事業計画の策定に関する事項
- (2) その他子育て支援事業計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 町職員
- (4) その他町長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は第2条の目的を達するまでとする。

- 2 役職により委嘱されている委員が、その職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に子ども・子育て支援事業計画策定専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

- 2 専門委員会は、支援事業計画に係る専門的な事項を調査研究する。
- 3 専門委員会の委員は識見を有する者及び町長が必要と認める者で構成する。
- 4 専門委員会の会議は、委員長が招集し、専門委員会の議長は専門委員の互選とする。
- 5 専門委員会は、調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会及び専門委員会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月規則第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月規則第16号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

3. 上牧町子ども・子育て会議 委員名簿

◆令和5（2023）年度（順不同、敬称略） ◎会長、○副会長

区分	役職名		氏名
学識経験者	関西女子短期大学	講師	○高原 ひろみ
児童福祉	上牧町立第Ⅰ保育所（公立）	所長	佐野 美香
	西大和黎明保育園（私立）	園長	喜田 秀夫
	学童保育所	学童保育支援員	中村 明美
教育	教育委員	委員	土井 明由美
	上牧幼稚園（公立）	園長	柏原 希美子
	片岡台幼稚園（私立）	園長	辻井 典子
	上牧町PTA協議会	上牧第三小学校 PTA会長	小西 美咲
関係機関	上牧町社会福祉協議会	事務局長	植村 隆弘
その他	子育てネットかんまき（地域の子育て支援団体）	代表	谷口 幸子
	奈良県中和保健所	所長	山田 全啓
	奈良県高田こども家庭相談センター	所長	森田 太津子
	子育て支援拠点事業		藤岡 育代
	第Ⅰ保育所保護者会 （保育所の保護者（公立））	会長	林 美穂
	西大和黎明保育園保護者会 （保育所の保護者（私立））	会長	森本 紗璃
	民生・児童委員協議会	顧問	◎渡邊 文彦
	公募町民（子どもの保護者）		福井 希実
町	健康福祉部	部長	青山 雅則
	教育委員会	教育部長	松井 良明
	福祉課	課長	俵本 大輔
	生き生き対策課	課長	林 栄子
	教育総務課	課長	辻村 純

◆令和 6（2024）年度（順不同、敬称略） ◎会長、○副会長

区分	役職名		氏名
学識経験者	関西女子短期大学	講師	○高原 ひろみ
児童福祉	上牧町立第Ⅰ保育所（公立）	所長	佐野 美香
	西大和黎明保育園（私立）	園長	川島 崇史
	学童保育所	学童保育支援員	中村 明美
教育	教育委員	委員	※令和 6 年 9 月 30 日まで 土井 明由美 ※令和 6 年 10 月 1 日から 福井 希実
	上牧幼稚園（公立）	園長	柏原 希美子
	片岡台幼稚園（私立）	園長	澤田 圭子
	上牧町 P T A 協議会	上牧第三小学校 P T A 会長	伊藤 慎太郎
関係機関	上牧町社会福祉協議会	常務理事	植村 隆弘
その他	子育てネットかんまき（地域の子育て支援団体）	代表	谷口 幸子
	奈良県中和保健所	所長	山田 全啓
	奈良県高田こども家庭相談センター	所長	森田 太津子
	子育て支援拠点事業		藤岡 育代
	第Ⅰ保育所保護者会 （保育所の保護者（公立））	会長	淀 恵美
	西大和黎明保育園保護者会 （保育所の保護者（私立））	副会長	田野 渚
	民生・児童委員協議会	会長	◎辻本 隆
	公募町民（子どもの保護者）		尾崎 真由美
町	健康福祉部	部長	寺口 万佐代
	教育委員会	教育部長	松井 良明
	福祉課	課長	俵本 大輔
	健康推進課	健康福祉部 理事兼課長	林 栄子
	教育総務課	課長	辻村 純

4. 計画策定の経過

年度	月日	内容
令和5 (2023) 年度	12月20日	令和5（2023）年度 第1回子ども・子育て会議 ・現行計画の進捗状況の報告 ・ニーズ調査について（調査項目、調査票の内容など）
	1月15日～ 1月29日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
	3月26日	令和5（2023）年度 第2回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果報告
令和6 (2024) 年度	7月22日	令和6（2024）年度 第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てを取り巻く状況と各種支援サービスの状況について ・施策評価のとりまとめについて ・量の見込みと確保方策について ・次期計画の目次（案）について
	11月27日	令和6（2024）年度 第2回子ども・子育て会議 ・計画素案の検討
	1月14日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
	2月20日	令和6（2024）年度 第3回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果 ・計画最終案の検討

第3期上牧町子ども・子育て支援事業計画

(令和7～11(2025～2029)年度)

令和7(2025)年3月

企画・編集 上牧町 健康福祉部 こども未来課

